

2024 年度大学院 主な年間予定

前期 (2024 年 4 月 1 日～2024 年 9 月 29 日)

内容	日時
入学式	4 月 3 日 (水)
履修登録・修正期間	4 月 3 日 (水) ～ 4 月 12 日 (金)
前期授業開始	4 月 6 日 (土)
研究指導教員届出書 提出締切	4 月 12 日 (金) 15 : 00
研究計画書 提出締切 ※2024 年度院生研究費申請者対象	7 月 12 日 (金) 15 : 00
前期授業終了	7 月 31 日 (水)
夏期休業期間	8 月 1 日 (木) ～ 9 月 29 日 (日)
前期成績通知	9 月中旬

後期 (2024 年 9 月 30 日～2025 年 3 月 31 日)

内容	日時
後期授業開始	9 月 30 日 (月)
履修登録・修正期間	9 月 30 日 (月) ～ 10 月 5 日 (土)
大学祭	11 月 2 日 (土) ～ 11 月 3 日 (日)
冬期休業期間	12 月 24 日 (火) ～ 1 月 5 日 (日)
後期授業終了	1 月 31 日 (金)
春季休業期間	2 月 1 日 (土) ～ 3 月 31 日 (月)
後期成績通知	3 月中旬
研究実績報告書 提出締切 ※2024 年度院生研究費申請者対象	3 月 5 日 (水) 15 : 00
2025 年度研究計画書 提出締切 ※2025 年度院生研究費申請者対象	3 月 5 日 (水) 15 : 00

※年間スケジュールは変更の可能性があります。変更の際は、湘南医療大学大学院のクラウド型教育支援サービス 「manaba」 にて連絡します。

学長挨拶



湘南医療大学大学院新入生の皆さん、入学おめでとうございます。皆さんは、講義や実習、研究活動など、大学生活を始める事になります。

湘南医療大学は、大学院保健医療学研究科 保健医療学専攻 修士課程に「健康増進予防領域」「心身機能回復領域」「助産学」の3領域を設置し、博士後期課程に「看護学領域」「リハビリテーション学領域」を設置しています。また、保健医療学部看護学科、リハビリテーション学科「理学療法学専攻」「作業療法学専攻」、薬学部医療薬学科を設置し、保健、医療、福祉のスペシャリストを養成する大学です。

皆さんは、将来の研究者・指導者を目指し、また、専門看護師や助産師として活躍するという目的を持って入学してきたことと思います。初心を忘れずに、勉学に励み、初期の目的を達して頂きたいと願っています。皆さんが目的としている保健・医療・福祉のスペシャリストは、その資格の前に人間性が問われる仕事です。世の中の多くの人々の幸せに役立つ仕事ができることが大切です。ですからこれからも、まず大学での決まり事を守る事が出来る人、世の中の決まり事が守れる人であってください。

湘南医療大学の理念は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」が理念です。これはふれあいグループ統一の理念です。大学はこの考えの基に、社会に貢献し、世の中のすべての人々の幸せに役立つスペシャリストを養成する事を目的としています。この理念は「人間を大切にすること。やさしい思いやりの心で実践すること」「生命を尊重すること。医療人として命を全うする為の高度な知識と技術の取得に一生懸命、そして患者の生活の質 クオリティオブライフの向上を目指す実践者と成ること」「個性尊重、その人らしさを尊重し、個別に対応すること。自分以外の一人一人の個性と能力を尊重する行動を取る事」これら湘南医療大学の理念は皆さんの大学生活の中で、日々の生活において皆さんが理念の実践者と成るように努力してください。この事はとても大切な事です。心に刻んでおいて実践してください。

最後に皆さんは、「自分はどう生きるのか」の答えにこの大学院に入学し、研究者・指導者、専門看護師や助産師の道を選びました。これらの道は、輝かしい未来、希望に満ちています。ですから、高い知識と素晴らしい技術の修得、そして勉学に、今まで以上に努力を重ねて自分の未来をつかみとりましょう。そして自分が特に興味を持つところを探して見つけて調べてみてください。きっと、見つかると思います。そしてそれは皆さんの「希望の星」に成るでしょう。

今日の自分から、明日成りたい自分の為に、一日一日を大切に良い選択をしていきましょう。

2024年4月

湘南医療大学

学長 大屋敷 芙志枝

研究科長挨拶



令和6（2024）年4月に湘南医療大学保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程入学の皆様は、第一期生として本学の博士後期課程を作り上げる先駆けとなります。本学生便覧は、研究科の教育課程、科目の履修の具体的な説明、さらに学生生活を送る際に必要となる様々な事項を網羅していますので、是非目を通して下さい。

湘南医療大学は、高度専門職業人の養成を目的に大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を平成31（2019）年4月に開設し、令和2（2020）年度に完成年度を迎えました。一方、超高齢化社会の進展に伴い、医療系人材の需要は今後も高く、高度専門職業人の養成と同時に、保健医療学においてさらなる創造性に満ちた研究・開発能力を有し、多彩な研究が遂行可能な研究者や、医療施設、保健施設、行政、地域で保健医療学の実践に携わる多彩な職種の中で中心的役割を担える管理・指導能力を有する高度専門職業人、さらに保健医療学分野の大学において確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた教員の養成が求められています。そのため、後期3年の博士課程として、修士課程を修了した学生を対象に、更に高度な専門性を身につけた研究者、高度専門職業人、大学教員の養成を目的に、博士後期課程を開設致しました。

修士課程では、より広範で普遍的なカテゴリーである「保健医療学」を学修するために、保健医療学1専攻としました。博士後期課程では、保健医療学に精通した上に、関連分野の専門知識を修得し、更に知のプロフェッショナルとしての看護学、リハビリテーション学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者を育成するために、「看護学」、「リハビリテーション学」2領域を設置し、看護学領域、またはリハビリテーション学領域にて博士論文を作成し、定まる試験に合格した看護学領域の学生に博士（看護学）、リハビリテーション学領域の学生に博士（リハビリテーション学）の学位を授与します。具体的には、看護学領域では健康支援ケアシステム学、地域生活ケアシステム学、生涯発達ケアシステム学の教育研究を行い、リハビリテーション学領域では地域生活支援学、身体機能支援医療学の教育研究を行いますので、入学後の3年間を実りあるものとして下さい。

2024年4月

湘南医療大学大学院保健医療学研究科
研究科長 喜多村 健

目次

1 大学院の教育について	
1.1 大学院の理念	1
1.2 大学院の目的	1
1.3 研究領域の概要	1
1.4 アドミッション・ポリシー	1
1.5 カリキュラム・ポリシー	3
1.6 ディプロマ・ポリシー	4
2 履修方法	
2.1 学年・学期	6
2.2 授業時間	6
2.3 遅刻・早退	6
2.4 公欠	6
2.5 カリキュラム	7
2.6 修了要件・学位	7
2.7 休学及び復学・退学・除籍・懲戒	8
2.8 長期履修期間の変更	8
2.9 交通機関の不通等による休講	9
2.10 成績評価・成績通知	9
3 研究指導	
3.1 研究指導体制	10
3.2 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール	10
4 学生生活	
4.1 学習支援システム「manaba」	12
4.2 院生研究室	12
4.3 学内Free Wi-Fi	12
4.4 学生証	12
4.5 学籍簿の提出・変更	13
4.6 大学の利用時間	13
4.7 大学事務室の窓口対応時間	13
4.8 各施設の利用時間	13
4.9 通学方法	13
4.10 各種証明書	14
4.11 届出・願出	14
4.12 学生保険	15
4.13 本学の禁止事項	15

5 災害時（地震・火災等）の避難経路・対応	16
6 健康管理	
6.1 健康診断	20
6.2 医務室・カウンセリング室の利用について	20
6.3 感染症罹患時の対応と出席停止期間	20
6.4 ハラスメントへの対応	22
7 図書館	23
8 学生納付金	25
9 大学院関連規程	
湘南医療大学大学院 学則	27
湘南医療大学大学院 学位規則	38
湘南医療大学大学院 保健医療学研究科履修規程	40
湘南医療大学大学院 長期履修規程	43
湘南医療大学 研究倫理規程	44
湘南医療大学 人を対象とする研究倫理審査要項	46
湘南医療大学 ハラスメント防止規程	49
湘南医療大学 学生懲戒規程	53
湘南医療大学東戸塚キャンパス保健医療学部棟案内図	56
湘南医療大学組織図・学園歌	59
ふれあいグループ実習施設	60

1 大学院の教育について

1.1 大学院の理念

湘南医療大学大学院は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念のもと、人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にする教育を実践し、すべての人々の幸せに役立つ人材の育成を目指します。

1.2 大学院の目的

湘南医療大学大学院は、本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与することを目的とします。

1.3 研究領域の概要

1) 看護学領域

看護研究系では、看護研究を通じて地域社会・医療において看護ケア価値を形成するために必要な実践力を養成します。具体的には、看護ケアの課題設定と設計、看護ケア形成と決定、ケアの実施と管理、看護ケア評価を行うために、創造性と多彩性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法を身につけた上で、看護過程の各段階でそれぞれの役割を理解するとともに、現在の地域医療体制を批判的に検証し、地域に必要な看護ケアの形成と実現を探究する力を身につけます。

2) リハビリテーション学領域

リハビリテーション研究系では、生活の視点に立って、疾患、障害、機能とそれらに関わる医学、職業、社会、教育、工学、相互作用などの多様性を理解し、利用者及び患者が、その人らしく生きることができる「日常の回復と再生」と「リハビリテーションサービスの制度化」が構成する主体的関係性と受態的關係性が平衡状態の中で、急性期、回復期、維持期を踏まえた新たな地域リハビリテーションにおける形成を探究することが出来る実践力を身につけます。

1.4 アドミッション・ポリシー

1) 保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程

- (1) 人間に対する深い関心と高い倫理観を備え、生命の尊厳を重視し、個を敬愛できる人
- (2) 保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学に関する研究に求められる基礎的な能力と専門知識を有し、博士後期課程での研究を達成出来る人
- (3) 看護学、またはリハビリテーション学に関する研究者・教育者・高度専門職業人として求められる専門知識と技術の修得に強い意欲を持つ人
- (4) 保健医療に関わる社会的課題に常に関心を持ち、研究者・教育者・高度専門職業人として社会に貢献する熱意のある人
- (5) 柔軟な発想と論理的思考を持ち、多様な分野の専門家と連携・協働できる協調性やコミュニケーション能力を備えた人

2) 看護学領域

- (1) 自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル
看護学に精通した上に、他分野の専門知識も幅広く学際的に修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、看護学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての資質を有する人

(2) 研究能力、コミュニケーション能力

看護学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して実装し遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、看護実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究を達成する強い意志、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有する。

(3) 多職種協働における管理・指導能力

看護学の実践に関わる医療・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える調整力および管理能力・指導能力を発揮できる資質を有する人

(4) 教育実践能力

看護学における研究に求められる基礎的な能力を有し、看護系大学の学生教育において、学生の主体的な学びを促す教育実践能力に発展できる資質を有している人

(5) 高い倫理観

看護学生の教育場面や研究活動、看護職が医療や介護や福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している人

3) リハビリテーション学領域

(1) 自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル

リハビリテーション学に精通した上に、他分野の専門知識も幅広く学際的に修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、リハビリテーション学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての資質を有する人

(2) 研究能力、コミュニケーション能力

リハビリテーション学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して実装し遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、リハビリテーション実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究を達成する強い意志、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有する人

(3) 多職種協働における管理・指導能力

リハビリテーション学の実践に関わる医療・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える調整力および管理能力・指導能力を発揮できる資質を有する人

(4) 教育実践能力

リハビリテーション学における研究に求められる基礎的な能力を有し、リハビリテーション系大学の学生教育において、学生の主体的な学びを促す教育実践能力に発展できる資質を有している人

(5) 高い倫理観

リハビリテーション系学生の教育場面や研究活動、リハビリテーション関連職が医療や介護や福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している人

1.5 カリキュラム・ポリシー

1) 保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程

- (1) 保健医療学の総括的なコンセプトを修得、精通した上に、看護学、またはリハビリテーション学に関連する学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を实践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。
- (2) 保健医療学分野の看護学、またはリハビリテーション学それぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点からの的確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。
- (3) 保健医療学分野の看護学、またはリハビリテーション学それぞれに関わる専門、かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。
- (4) 「共通科目」、「基礎科目」及び「専門科目」で修得した知識をもとに、高い倫理観を有し人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、適切な研究方法を用いて自ら研究課題を設定した研究活動を行い、その成果発表に取り組む教育を实践することができる科目を配置する。

2) 看護学領域

- (1) 看護学の総括的なコンセプトを修得、精通した上に、看護学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を实践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。
- (2) 看護学のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点からの的確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。
- (3) 看護学に関わる専門、かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。

3) リハビリテーション学領域

- (1) リハビリテーション学の総括的なコンセプトを修得、精通した上に、リハビリテーション学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を实践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。
- (2) リハビリテーション学のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点からの的確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。
- (3) リハビリテーション学に関わる専門、かつリハビリテーション学の専門かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。

1.6 ディプロマ・ポリシー

1) 保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程

(1) 自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル

保健医療学に精通した上に、看護学、またはリハビリテーション学に加え、教育学、社会学、情報など他分野の専門知識も幅広く学際的要素として修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、看護学、またはリハビリテーション学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての能力を有している

(2) 研究能力、コミュニケーション能力

保健医療を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究能力に加え、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有している

(3) 多職種協働における管理・指導能力

保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学の実践に関わる医療・行政・地域の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える管理能力・指導能力を有している。

(4) 教育実践能力

保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学に於ける研究能力を有し、大学の学生教育に精通し、学生の主体的な学びを促す教育実践能力を有している。

(5) 高い倫理観

学生の教育や研究活動、医療や介護等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している。

2) 看護学領域

(1) 自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル

看護学に精通した上に、保健医療学の専門知識を基盤に、教育学、社会学、情報など他分野の専門知識も幅広く学際的要素として修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、看護学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての能力を有する。

(2) 研究能力、コミュニケーション能力

看護学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して実装し遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、看護実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究能力に加え、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有している。

(3) 多職種協働における管理・指導能力

看護学の実践に関わる医療・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える調整力および管理能力・指導能力を有している。

(4) 教育実践能力

看護学における研究能力を有し、看護系大学の学生教育に精通し、学生の主体的な学びを促す教育実践能力を有している。

(5) 高い倫理観

看護学生の教育場面や研究活動、看護職が医療、介護そして福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している。

3) リハビリテーション学領域

(1) 自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル

リハビリテーション学に精通した上に、保健医療学の専門知識を基盤に、教育学、社会学、情報など他分野の専門知識も幅広く学際的要素として修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、リハビリテーション学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての能力を有する。

(2) 研究能力、コミュニケーション能力

リハビリテーション学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、リハビリテーション実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究能力に加え、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有している。

(3) 多職種協働における管理・指導能力

リハビリテーション学の実践に関わる医療・福祉・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える管理能力・指導能力を有している。

(4) 教育実践能力

リハビリテーション学における研究能力を有し、リハビリテーション系大学の学生教育に精通し、学生の主体的な学びを促す教育実践能力を有している。

(5) 高い倫理観

理学療法学生または作業療法学生に対する教育場面やリハビリテーション学領域の研究活動、リハビリテーション関連職が医療や福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している。

2 履修方法

2.1 学年・学期

1) 学年

2024年4月1日～2025年3月31日

2) 学期

前期：2024年4月1日～2024年9月29日

後期：2024年9月30日～2025年3月31日

3) 修業年限・在学年限

修業年限：3年

在学年限：6年

2.2 授業時間

時限	時間
1時限	9時00分～10時30分
2時限	10時40分～12時10分
3時限	13時00分～14時30分
4時限	14時40分～16時10分
5時限	16時20分～17時50分
6時限	18時00分～19時30分
7時限	19時40分～21時10分

2.3 遅刻・早退

- 遅刻：授業開始後30分以内の入室は遅刻とします。それ以降の遅刻は欠席扱いとなります。
ただし交通機関の遅延による遅刻は、遅延証明書の提出により出席扱いとなる場合があります。
- 早退：授業終了前30分以内の退室は早退とします。それ以前の早退は欠席扱いとなります。
- 遅刻・早退は3分の1回分の欠席扱いとなります。

2.4 公欠

下記の公欠手続きは、欠席理由が解消してから2週間以内に欠席届を事務室に提出してください。

公欠認定理由	必要な証明書類
本学で認められている感染症 (P. 21 参照)	診断書または治癒証明書 (ただし、記載内容から、授業日に出席できないことが読み取れるものに限る) ※領収書・薬袋は不可
三親等内の親族の婚姻・忌引	招待状・会葬礼状等、日程がわかるもの ※会葬礼状が出ない場合は、死亡診断書、埋(火)葬許可書、除籍後の住民票、除籍証明書等提出すること
忌引きの公欠範囲	一親等 (父母、子) 及び配偶者：連続する7日間 (休日含む) 二親等 (兄弟姉妹、祖父母)：連続する3日間 (休日含む) 三親等 (叔(伯)父・叔(伯)母、曾祖父母、甥姪)：1日間 (休日含む)
交通機関の遅延	遅延証明書
就職試験	就職用欠課届 (採用試験がわかる書類添付)
裁判員制度による拘束	裁判所が発行する証明書

2.5 カリキュラム

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	
共通科目	医療倫理学特論	1通	2		
	教育学特論	1通		2	
	研究特論	1通		2	
	保健福祉学特論	1通		2	
	小計(4科目)	—	2	6	
基礎科目	高等教育学	1通		2	
	保健医療学基盤研究	1通		2	
	保健医療学実践研究	1通		2	
	小計(3科目)	—		6	
専門科目	看護学領域科目	健康支援ケアシステム学特論	1前	2	
		健康支援ケアシステム学演習	1後	4	
		地域生活ケアシステム学特論	1前	2	
		地域生活ケアシステム学演習	1後	4	
		生涯発達ケアシステム学特論	1前	2	
		生涯発達ケアシステム学演習	1後	4	
	小計(6科目)	—		18	
	リハビリテーション学領域科目	地域生活支援学特論	1前	2	
		地域生活支援学演習	1後	4	
		身体機能支援医療学特論	1前	2	
		身体機能支援医療学演習	1後	4	
		小計(4科目)	—		12
	特別研究科目	看護学領域科目	看護学特別研究	1～3	10
		リハビリテーション学領域科目	リハビリテーション学特別研究	1～3	10
小計(2科目)		—		20	
合計(19科目)		—	2	50	

2.6 修了要件・学位

【博士（看護学）】 英語名称：Doctor of Nursing

共通科目から4単位（必修科目2単位、選択科目2単位以上）、基礎科目から2単位以上、専門科目内「看護学領域科目」から6単位以上（選択した特別研究に関わる研究領域の特論科目2単位以上・演習科目4単位以上）及び特別研究科目10単位を履修し、合計22単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する博士論文審査及び最終試験に合格すること。

【博士（リハビリテーション学）】 英語名称：Doctor of Rehabilitation

共通科目から4単位（必修科目2単位、選択科目2単位以上）、基礎科目から2単位以上、専門科目内「リハビリテーション学領域科目」から6単位以上（選択した特別研究に関わる研究領域の特論科目2単位以上・演習科目4単位以上）及び特別研究科目から10単位を履修し、合計22単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する博士論文審査及び最終試験に合格すること。

2.7 休学及び復学・退学・除籍・懲戒

休学及び復学（大学院学則第 29 条参照）

- ・疾病その他やむを得ない事由により 3 か月以上修学できないときは、所定の手続により、休学することができる。
- ・休学期間は 1 年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て更に 1 年以内に限り、期間を延長することができる。通算して 2 年を超えることはできない。
- ・休学期間は、在学年限に算入しない。
- ・休学期間中にその理由が消滅した場合、所定の手続により学長の許可を得て復学することができる。
- ・学長は、病気のため修学することが適当でない認められる学生に対し休学を命ずることができる。

退学（大学院学則第 32 条参照）

- ・退学しようとする学生は、その事由を付して、保証人連署の上所定の書類を提出し、学長の許可を受けなければならない。

除籍（大学院学則第 33 条参照）

- ・下記に該当する学生は、研究科委員会の議を経て、除籍する。
 - (1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 在学年限を超えた者
 - (3) 長期間にわたり行方不明の者
 - (4) 休学期間を超えて、なお修学することできない者
 - (5) 死亡した者

懲戒（大学院学則第 37 条参照）

- ・本大学院の学則その他諸規程に違反し、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、懲戒する。懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- ・下記に該当する学生は、研究科委員会の議を経て、退学とする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なくして出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2.8 長期履修期間の変更

長期履修生の修業年限変更は、原則これを認めません。ただし、特別な事情があり、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可した場合にのみ、1 年度単位で短縮を許可するものとします。

修業年限の短縮を希望する者は、指導教員の承認後に下記の指定された日までに「長期履修取消申請書」を大学院事務担当に提出してください。

- 4 年在籍予定者が 3 年在籍に短縮する場合……2 年次の 2 月末まで
- 5 年在籍予定者が 4 年在籍に短縮する場合……3 年次の 2 月末まで

2.9 交通機関の不通等による休講

次のいずれかに該当する場合は、原則として授業は休講とします。

- 1) 事故、地震、積雪、ストライキ等により JR 東海道線、JR 横須賀線が不通の時。
ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。
- 2) 神奈川県全域に警報（暴風、大雪、暴風雪）、特別警報（以下「警報」という）発令時。
前項により休講となった場合でも、JR 東海道線、JR 横須賀線が復旧した場合、
または警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧(警報解除)時間	授業実施時限
午前 6:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	1 時限から実施
午前 10:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	3 時限から実施
午前 15:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	5 時限から実施

- 3) 前項に定める場合のほか、災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることがあります。

2.10 成績評価・成績通知

1) 成績評価の評点記号

評価	評点	GP	単位の授与
秀 (S)	90 点 ~ 100 点	4	授与 (合格)
優 (A)	80 点 ~ 89 点	3	
良 (B)	70 点 ~ 79 点	2	
可 (C)	60 点 ~ 69 点	1	
不可 (D)	59 点以下	0	不授与 (不合格) ※3
放棄 (01)	※1	0	
放棄 (02)	※2	0	

※1 履修登録の取り消しがなく、出席数が規程を満たさない場合

※2 出席数を満たし、定期試験およびレポート課題等の放棄をした場合

※3 単位不授与科目は、再履修ができます。

2) GPA ((Grade Point Average) 制度について

GPA 制度は、世界の大学で広く用いられている成績評価方法で、就職、進学、留学等の採否に活用されています。日本の大学では奨学金の給付・貸与者の決定の際の基礎資料や個別指導に活用されており、本学では、修学指導や表彰者の採否、退学勧告の基準として用いています。

カリキュラムの開講科目は、すべて GPA の対象となります（入学前に修得した単位認定科目等は除く）。GPA は、成績評価に GP を付与し、単位あたりの平均にて算出します。履修登録修期間に履修登録の取り消しの手続きを行わない場合、その科目は成績評価・GPA 算出の対象となります。

3) 成績通知

各学期の評価確定後に本人宛に成績通知書を発送します。評価の確認をはじめ、履修登録漏れや不足単位がないか、必ず確認してください。

3 研究指導

3.1 研究指導体制

研究指導は、保健医療学研究科委員会で承認した研究指導教員1名及び副研究指導教員2名の複数指導を行います。共通科目を担当する教員からも必要に応じて研究内容への指導が図られます。

研究指導教員の役割

- 1) 学生と協議し、研究課題を設定します。また、研究・教育に必要となる授業計画や研究の基盤となる共通科目など個々の学生の目的に適した授業科目が履修できるように助言、指導をします。
- 2) 研究計画を学生と検討して、教育研究計画を立てます。
- 3) 学生の理解度、進行度等について学期ごとに評価を行います。
- 4) 副研究指導教員と協力して特別研究の指導を行います。
- 5) 博士論文の執筆要領、論文完成までのプロセスを学生に示し、かつ研究過程において適宜指導を行うことにより、学生が将来高度専門職業人として自らが独自の研究を推進できるよう配慮します。

副研究指導教員の役割

- 1) 研究指導教員と共に研究指導を行います。研究指導教員に事故ある時は、副研究指導教員が教育研究指導を行います。オフィスアワーでの研究指導は、研究指導教員の出席の下で行います。
- 2) 各学期末に研究指導教員の出席の下、学生から研究成果や研究状況の説明・報告を受けます。
- 3) 学生が自分の研究の進め方について客観的に見直し・点検できるよう、異なる専門分野の視点からの指導・助言を行います。
- 4) 教育研究が狭い専門分野に傾いていないか、教育カリキュラムに幅広い視野と豊かな学識を培う配慮がなされているか等の視点から、研究指導教員と合同で見直し・点検します。

3.2 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール

1) 入学ガイダンス・履修登録（1年次4月）

博士後期課程における修了までの流れ、履修方法、院生研究室などの説明を受け、シラバスを参考に科目のねらい、到達目標、授業実施計画、成績評価基準などを理解し、履修計画を立てます。

2) 研究指導教員・副研究指導教員の決定（1年次4月）

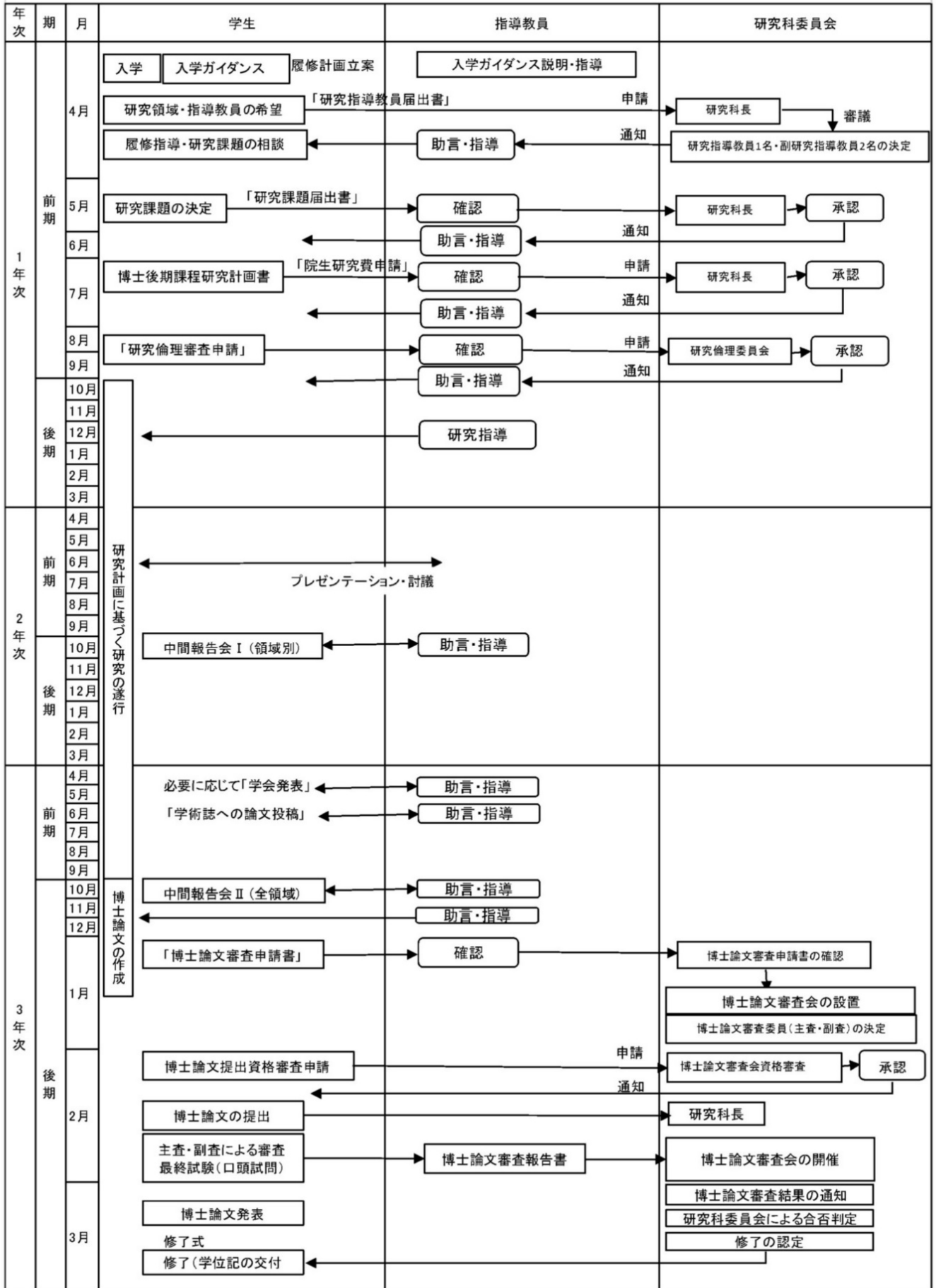
研究領域及び研究指導教員を検討のうえ、「研究指導教員届出（変更）書」を作成し提出します。研究指導教員・副研究指導教員は、本学の大学院研究科委員会にて審議のうえ決定します。

3) 研究倫理 e-ラーニングコースの受講・研究倫理委員会審査の受診（年6～7回開催）

研究計画の内容に、人を直接対象とした研究における倫理の妥当性を認める場合は、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコースを受講し、留意事項や倫理綱領・行動規範について学修のうえ、本学の研究倫理委員会の審査を受ける必要があります。

研究倫理委員会にて一度承認された研究課題は、変更の際に審議が必要となりますので注意してください。巻末の「湘南医療大学研究倫理規程」・「湘南医療大学人を対象とする研究倫理審査要項」を合わせて確認してください。

スケジュールフロー



4 学生生活

4.1 学習支援システム「manaba」

本学ではクラウド型教育支援サービスとして「manaba」を導入しています。manaba では、掲示板機能、配布資料の確認、課題提出、ポートフォリオ作成、申請書式のダウンロードおよび提出等ができるシステムとなっています。講義に関する重要な情報、本学からのお知らせ等が公開されますので定期的に確認するようお願いします。

manaba へのログイン方法

URL : <http://sums.manaba.jp/>

ID : 学籍番号 初期パスワード : 生年月日の数字 8 桁

※ログイン後パスワードを変更してください。

メールアドレスの設置

manaba 上で配信された情報を確認するため、普段ご利用のメールアドレスの設定をお願いします。



4.2 院生研究室

大学院生専用の研究室は、C棟地下2階にあります。学内に入館できる曜日・時間帯は自由に利用可能です。室内には院生個別のノートパソコンとプリンターがあります。入室には暗証番号が必要です(番号は別途通知します)。

4.3 学内Free Wi-Fi

学内のFree Wi-Fi が使用できるエリアは、A棟の1階学生ホール、4階食堂とエントランス、5階～8階のエレベータホールです。パスワードは別途通知いたします。IDやパスワード、個人情報を含むアプリ、ログインが必要なサイトへのアクセスは自己責任のもと注意してください。

アクセスポイント名 : 'freespot' = SecurityPassword (AES)

4.4 学生証

来校時は学生証を常に携帯してください。また、次の場合には、学生証の提示が必要になります。

①各種証明書や届出等の申請時および受領時

②図書館を利用する場合

③通学定期券を購入する場合、学生割引運賃を利用する場合

通学定期券を購入する場合は、学生証の裏面シールの証明書に氏名、現住所、通学区間を記入し、鉄道会社等の窓口で提示してください。実習等で通学区間が異なる場合は、実習用の定期乗車券を購入することが可能です。発行には時間を要しますので、実習先が決定次第、余裕を持って申請をしてください。

④その他身分証明を求められた場合

学生証の記載事項に変更が生じた場合、紛失または破損した場合は、速やかに事務室に届け出て、再交付をお願いしてください。(再発行料 : 3,000円)

なお、学生証の有効期限は修了年次までです。留年・休学等によって卒業年次を超えて在籍する場合は、1年毎に更新手続きが必要です。卒業や退学または除籍になった場合は、速やかに学生証を返還してください。

4.5 学籍簿の提出・変更

学籍簿は、学生の身上異動、保証人及び住所等を明確にすることを目的に作成されます。新入生は、所定の学籍簿を記入し、事務室へ提出してください。また、在学中に記入事項に変更が生じた場合には、事務室へ連絡してください。

4.6 大学の利用時間

▶東戸塚キャンパス入講可能時間

月曜日から金曜日の8時00分～21時20分

土曜日の8時30分～18時30分

※日曜日・祝日は、使用できません。

4.7 大学事務室の窓口対応時間

【授業開講期間】(4月～7月、10月～1月)

月曜日から金曜日の8時50分～19時30分

土曜日の8時50分～17時00分

【授業閉講期間】(8月～9月、2月～3月)

月曜日から金曜日の8時50分～17時00分

※12月29日から1月3日は休業期間のため事務室は閉室となります。

4.8 各施設の利用時間

キャンパス	エリア/施設	学生が利用できる時間		
		平日	土曜日	長期休業期間 (平日)
東戸塚	東戸塚キャンパス構内	8時00分～20時00分	8時30分～18時30分	8時30分～18時30分
	講義室、実習室、カンファレンス室	9時00分～20時00分	使用不可	9時00分～17時00分
	図書館	9時00分～20時00分	9時00分～17時00分	9時00分～17時00分
	グループ学習室	9時00分～19時30分	9時00分～16時30分	9時00分～16時30分
	体育館	9時00分～20時00分	使用不可	9時00分～17時00分
	食堂	9時00分～20時00分	9時00分～17時00分	9時00分～17時00分
	(食堂：営業時間)	11時00分～14時00分	休み	11時30分～13時30分
	(売店：営業時間)	11時00分～14時00分	休み	休み

○講義室、実習室、カンファレンス室、体育館(東戸塚)を授業以外で使用する際は、使用の3日前までに事務室へ使用願を提出してください。

○年末年始の期間(12月29日～1月3日)は原則として入構不可で、すべての施設が使用できません。

4.9 通学方法

本学は自動車、オートバイ、原動機付自転車等での通学は禁止です。自転車で通学する場合は、自転車通学願を事務室に提出し、許可を受けて「利用登録シール」を自転車に貼り、指定の駐輪場に駐輪してください。

4.10 各種証明書

下記の証明書が必要な場合は、提出書類に必要事項を記入し、学生証を提示のうえ事務室に提出してください。窓口での申請・受領が難しく、郵送での対応を希望する場合は、湘南医療大学ホームページの【卒業生の皆様へ】の証明書の交付の箇所をご確認のうえ、申請してください。

書類名称	発行期日	費用(円)	提出書類
在学証明書	土日祝日を除く 約1週間～10日後	300	証明書交付願
成績証明書		700	
修了証明書※1		700	
修了見込証明書※2		300	
健康診断証明書※2		1,100	
その他の証明書(所定様式)※3	—	1,000	
通学証明書	土日祝日を除く3日後	無料	通学証明書交付願
学生旅客運賃割引証	土日祝日を除く3日後	無料	学生旅客運賃割引証交付願(片道100kmを超える区間でJR各社のみが対象)

※1 修了後に交付可能です。 ※2 修了年次に交付可能です。 ※3 所定の様式がある場合は、応募要領、記入方法等が記載された書類(コピー可)を添えてください。

4.11 届出・願出

下記の届出・願出は、提出書類に必要事項を記入し、学生証を提示のうえ事務室に提出してください。

内容	提出書類	提出時期	説明
学籍関係	保証人等変更届	変更時	保証人の変更、保証人の住所等の変更があった場合
	住所等(変更)届	入学時 変更時	学生の住所・緊急連絡先・氏名等を入学時及び変更があった場合
	学生証再交付(書換)願	発生時	再発行料 3,000円 学生証の紛失、記載事項の変更等があった場合
	仮学生証交付願	事前	発行料 1,000円 ※交付当日のみ有効
	学籍等異動願	異動前	休学、復学、転学、留学、退学しようとする場合
履修関係	欠席(忌引)届	事前	原則、事前に提出。緊急の場合は、電話等で事務室に連絡のうえ、事後に提出。
	登校許可証明書	事後	
施設・物品 関係	施設使用願	事前	3日前までに提出
	学内掲示願	事前	学内で掲示板を利用する場合
	自転車通学願	事前	駐輪場を利用する場合
就職関係	進路報告書	進路決定後	就職先・進路先が決定次第、提出
その他	海外渡航届	事前	
	事故等報告書	事後	

※学生証再交付には約1週間を要します。その間に通学定期券を購入したい場合は「通学証明書交付願」を提出してください。

4.12 学生保険

学内外における生活、実習中等で不慮の事故に遭遇した場合に備え、本学の学生は、全員が一般社団法人日本看護学校協議会共済会 総合補償制度「Wi112」に加入しています。保険の請求は、事務室を通じて行います。事故等が発生した場合は、速やかに事務室へ連絡してください。

1) 保険期間

入学から修了まで。退学時は、途中解約手続きを行います。詳細は事務室にお問い合わせください。

2) 保険内容

(1) 傷害保険（学生本人に対する補償）

実習中、実習中の移動、学校管理下、登下校、実習先への移動中の事故の補償

(2) 賠償責任保険（第三者・物に対する補償）

偶然な事故（プライベートの時間に起きた事故を含む）によって、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合の補償

(3) その他 感染事故に対する補償

4.13 本学の禁止事項

①本学ロゴ・マークの無断使用

②本学若しくは第三者に不利益、損害を与える行為又はその恐れのある行為

③本人の承諾なく個人情報をも特定、開示、漏洩するなど第三者のプライバシーを侵害する行為

（例：実習記録の掲載、実習風景の撮影等）

④本学（本学の学生及び教職員を含む）又は第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗・中傷したりする行為

⑤本学（本学の学生及び教職員を含む）又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害する行為

⑥公序良俗に反するなど、本学の信用、品位を損なう行為又はその恐れのある行為

⑦犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為又はその恐れのある行為

⑧法律、条例その他の法令に違反する行為又はその恐れのある行為

⑨営業活動、政治的活動、宗教的活動及び選挙活動に関係する行為

⑩人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させる行為

⑪入試選考の内容の開示、他学との比較など、本学の学生募集・広報に不利益をもたらすと判断されるものの掲載

⑫他の利用者、第三者等になりすましたものの掲載

⑬当該 SNS の運営会社が定める禁止行為

⑭キャンパス内での禁酒・喫煙

⑮麻薬・大麻・指定薬物（危険ドラッグ）の使用

⑯刺青・タトゥー（本学では、医療従事者を目指す者のマナーとして、刺青・タトゥーを入れることを禁止しています）

⑰その他本学が不適切と判断するものの掲載

5 災害時（地震・火災等）の避難経路・対応

【東戸塚キャンパス保健医療学部棟】

避難経路図（1階）

《非常時の避難経路》

- ・上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- ・非常時には赤矢印に従って避難してください。
- ・非常時にはエレベーターは利用できません。
- ・避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

消火器

消火栓

避難経路

避難経路図（2階）

《非常時の避難経路》

- ・上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- ・非常時には赤矢印に従って避難してください。
- ・非常時にはエレベーターは利用できません。
- ・避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

消火器

消火栓

緩降機

避難経路

消火用取水栓

A E D

避難経路図（3階）

《非常時の避難経路》

- ・上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- ・非常時には赤矢印に従って避難してください。
- ・非常時にはエレベーターは利用できません。
- ・避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

消火器

消火栓

緩降機

避難経路

5 災害時の
避難経路・対応

避難経路図（4階）



《非常時の避難経路》

- ・上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- ・非常時には赤矢印に従って避難してください。
- ・非常時にはエレベーターは利用できません。
- ・避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

消火器	
消火栓	
避難経路	
AED	

避難経路図（5階）



《非常時の避難経路》

- ・上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- ・非常時には赤矢印に従って避難してください。
- ・非常時にはエレベーターは利用できません。
- ・避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

消火器	
消火栓	
緩降機	
避難経路	

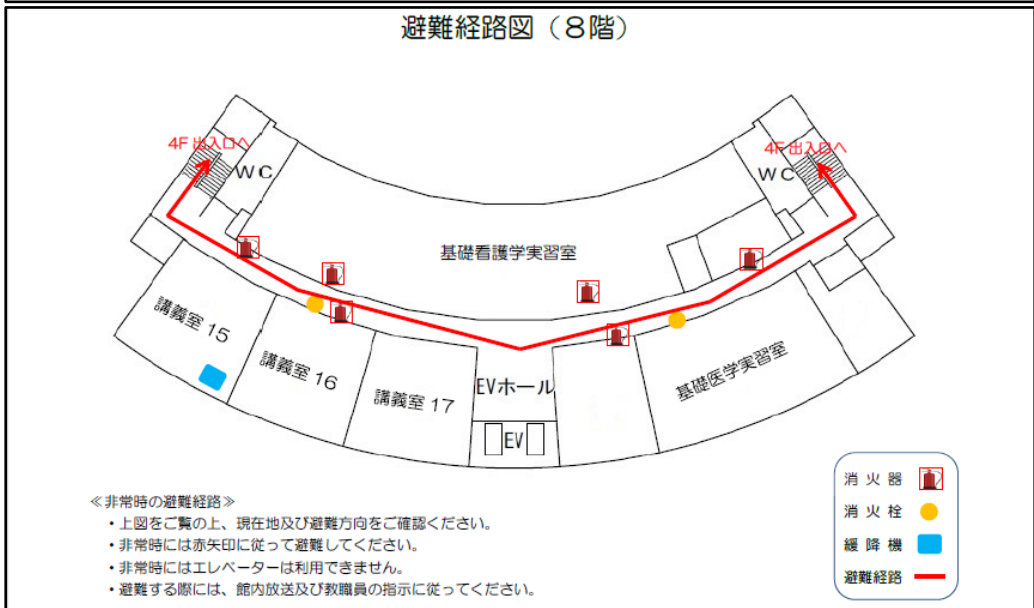
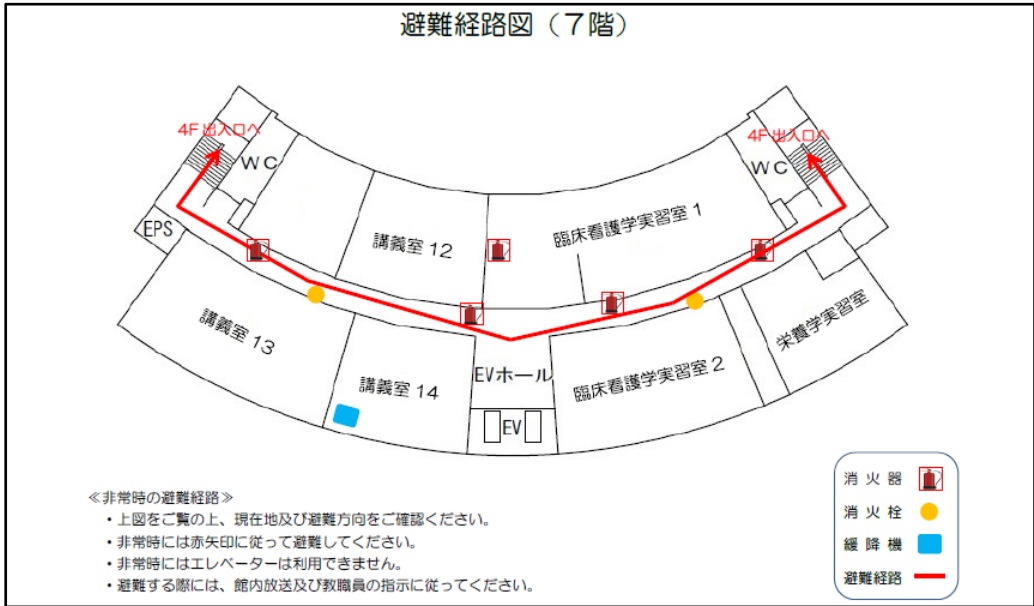
避難経路図（6階）



《非常時の避難経路》

- ・上図をご覧の上、現在地及び避難方向をご確認ください。
- ・非常時には赤矢印に従って避難してください。
- ・非常時にはエレベーターは利用できません。
- ・避難する際には、館内放送及び教職員の指示に従ってください。

消火器	
消火栓	
緩降機	
避難経路	



AED の設置箇所：4階食堂入口前、2階体育館前、2階C棟入口廊下（計3か所）

一時避難場所（上品濃公園）



広域避難場所（戸塚カントリー倶楽部一带）

1) 地震発生時の対応

(1) 学内で揺れが起きた時

冷静に安全を確保し、身の安全を図ってください。教職員の指示や学内放送に従い、揺れが収まるまで次の点に注意してください。

- ・講義室等のドアを開け、出口を確保する。
- ・窓ガラスの飛散を防ぐためカーテンを閉め、割れたものが飛散しそうな場所から離れる。
- ・窓際から離れ、落下物から身を守る。
- ・実験等火気を使っている時は、安全を確保したうえで、火を消す。
- ・電気器具の電源を切る。

(2) (1) の揺れが収まった時

冷静に、落ち着いて教職員等の指示や学内放送に従ってください。余震発生の可能性があるので、十分注意してください。避難する場合は、以下の点に注意してください。

- ・講義室等のドアを開け、避難可能な経路を確認する。
- ・停電の場合には、誘導灯を目印に避難する。
- ・衣類やカバン等で頭を覆い、落下物から身を守りながら姿勢を低くする。
- ・エレベーターは使用せず、必ず階段を使用する。
- ・火災が発生し消火不能の場合は、タオルやハンカチ等で口をふさぎ、煙を吸わないように気をつける。
- ・一時避難場所は、上品濃公園である。ただし、状況によりその他の安全な場所に避難する。

2) 火災発生時の対応

火災が起きた時は、以下の行動をとってください。

- ・火災報知器や大声で火災を周囲の人に知らせる。
- ・教職員からの連絡を待たずに、発見者が直接「119番」に通報する。
- ・消火器や屋内消火栓を使用して、初期消火に協力する。
- ・初期消火で火が消せないと判断した場合は、速やかに避難する。
- ・避難時はエレベーターは使用せず、必ず階段を使用する。タオルやハンカチ等で口をふさぎ、煙を吸わないように気をつける。
- ・一時避難場所は、上品濃公園である。ただし、状況によりその他の安全な場所に避難する。

3) Jアラート発令時の対応

万が一、ミサイル等の兵器が使用され、神奈川県内への影響が予想される時は、国からミサイル発射情報や屋内避難の呼びかけ等の緊急情報がJアラート（全国瞬時警報システム）により通知され、スマートフォンの緊急速報メールや市区町村の防災行政無線等を通じて伝達されます。国民がとるべき行動については、内閣官房国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) に掲載されています。

(1) 学内にいる場合の対応

- ・教室にとどまり、窓がある場合は、窓から離れる。
- ・教職員の指示や学内放送がある場合には、それに従う。

4) その他の災害（台風や集中豪雨等）発生時の対応

(1) 台風や集中豪雨等による暴風雨・水害等の被害が発生した時

- ・近くの自治体の防災無線、消防署、警察署等からの情報に従って行動する。

(2) 交通機関の不通時等

5) 安否確認

大地震の発生時や、台風・集中豪雨等による水害、その他の災害が発生した時は、manabaを利用した全学生の安否確認を行う場合があります。また、大きな天災や事故によるお知らせ等、緊急性の高い情報については、大学ホームページのトップページ【緊急時のお知らせ】にも掲載する場合があります。

大きな災害に直面した場合は、大学からの連絡を待たずに、被災していない場合は直ちに、被災した場合は連絡可能な状況になり次第、電話あるいはメールアドレス宛に、①学籍番号、②氏名、③本人・家族の安否状況、④自宅の被災状況、⑤その他の重要事項、を報告してください。

連絡先：湘南医療大学 事務室

電話：045-821-0111

E-mail：renraku@sums.ac.jp

6 健康管理

6.1 健康診断

学校保健安全法に基づき、校医による健康診断を実施します。健康診断を希望する者は、指定された期日に必ず受診し、健康診断を受けてください。健康診断結果は、実習施設にコピーを提出することがあるので大切に保管してください。なお、学生本人の都合で所定日に受診せず、就職等で必要となった場合は、自己負担で必要な項目を健康診断機関等で受診してください。

6.2 医務室・カウンセリング室の利用について

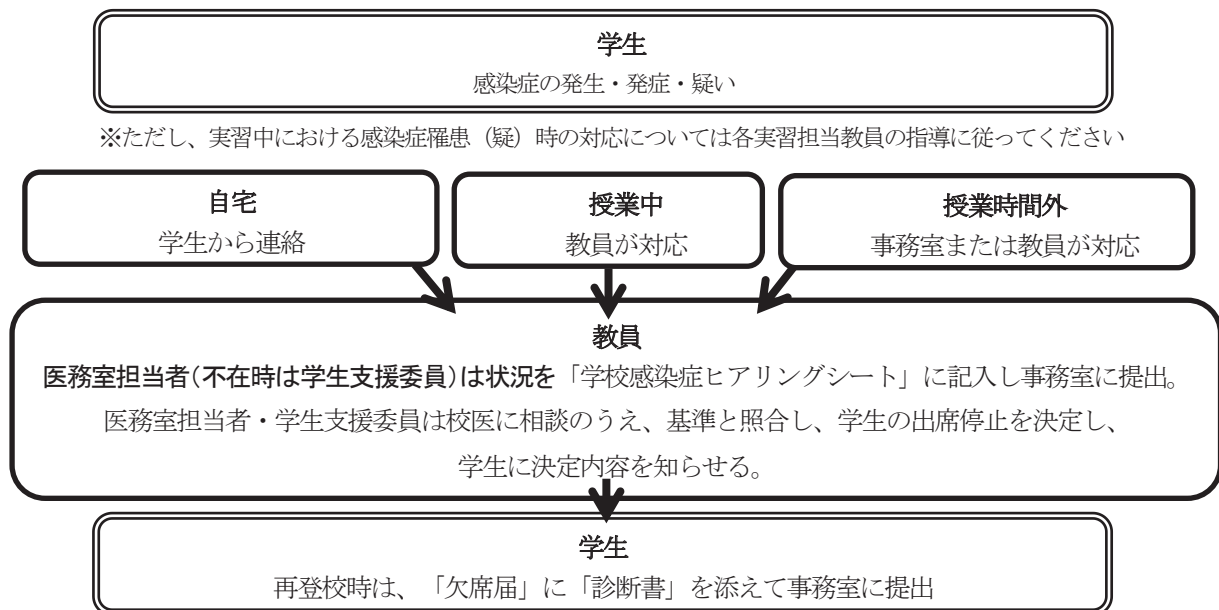
気分が悪くなった時、けがをした時は本学の医務室にて応急処置を行うことができます。また、身体やこころの悩みに関する相談を希望する場合は、カウンセリング室を利用できます。問い合わせやカウンセラーの相談内容の秘密は厳守されます。カウンセラーとの相談予約は、①事務室で予約をする、②メールで予約をする、のいずれかの方法で行います。

【予約専用メールアドレス: soudan@sums.ac.jp】

メールの文面に、学籍番号・名前・相談を希望する日時(例:〇月〇日〇時から)を記載してください。予約メールを送信すると、予約受付のメールが返信されます。なお、上記のメールアドレスは予約専用のため、メールでの相談は行っていませんのでご注意ください。

6.3 感染症罹患時の対応と出席停止期間

・学校保健安全法で定める感染症に罹患した疑いが生じた場合は、次の図に沿って対処してください。



学校保健安全法で、学生が同法施行規則で定める感染症に感染した場合、感染の恐れがなくなるまで出席停止とすることを定めています。下記の感染症にかかったら、大学まで電話もしくはメールにて連絡してください。

治癒証明書の必要な感染症の場合、登校する前に医師の診察を受けて治癒証明書を手入れし、登校可能になった後、欠席届と併せて事務室に提出してください。治癒証明書には、氏名・疾患名・出席停止期間・証明日・医療機関名・医師名・医師の印の項目を含む必要があります。

なお、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症に罹患した際は、本学ホームページに記載されている最新の内容を確認して、連絡と必要な手続きを行ってください。

学校保健安全法施行規則が定める出席停止となる主な感染症及び出席停止期間

感染症名	出席停止期間	治癒証明書 提出有無
エボラ出血熱	治癒するまで	○
クリミア・コンゴ出血熱		○
痘そう		○
南米出血熱		○
ペスト		○
マールブルグ病		○
ラッサ熱		○
急性灰白髄炎		○
ジフテリア		○
重症急性呼吸器症候群		○
中東呼吸器症候群		○
特定鳥インフルエンザ		○
新型コロナウイルス感染症		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	×
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	○
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	○
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	○
風しん	発しんが消失するまで	○
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで	○
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	○
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで	○
髄膜炎菌性髄膜炎		○
コレラ		○
細菌性赤痢		○
腸管出血性大腸菌感染症		○
腸チフス		○
バラチフス		○
流行性角結膜炎		○
急性出血性結膜炎		○
その他の感染症		○

※「〇〇した後△日を」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日とする。

※本学においては「その他の感染症」に「感染性胃腸炎（ノロウイルス）」「マイコプラズマ肺炎」等を含むこととする。

※学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号） 令和5年5月8日施行をもとに作成

6.4 ハラスメントへの対応

1) ハラスメントの定義

ハラスメントとは、いやがらせ、いじめという意味で、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど多くの種類があります。他者への言動が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

○セクシャル・ハラスメント

相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為を指します。

○アカデミック・ハラスメント

学内で、教職員がその権力を濫用して学生等に対して行う、数々の嫌がらせ行為を指します。

○パワー・ハラスメント

立場が上位の者が下位の者に対して、その地位と職権を利用して嫌がらせをすることを指します。

○その他のハラスメント

日常生活の中で、他者に精神的苦痛や物質的損失を与える結果となる行為を指します。定量的かつ厳密な定義は存在せず、ある行為をある者が不快に感じれば、その者にとってその行為はハラスメントとなります。

2) 認識すべき注意事項

①対人関係の中で、言動に対する受け止め方には個人や男・女間、その人物の立場によって差があること。

○ 親しさを表すつもりと言動でも、相手を不快にさせる場合があること。

○ 不快感には個人差があること。

○ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な思い込みをしないこと。

②相手が拒否したり、または嫌がったりしていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返さないこと。

③ハラスメントであるか否かについて、相手から意思表示があるとは限らないこと。

④ハラスメントを容認したり、見て見ぬふりをしたりしないこと。

3) ハラスメントを受けたと感じた・身近に起きたとき

ハラスメント相談員やカウンセラーによる相談体制を整備していますので、一人で悩まずに相談してください。相談者のプライバシーや秘密が厳守されます。また、相談や申し出を行ったことで不利益な取り扱いを受けることはありません。

4) 相談に関する問合せ

○ ハラスメント防止委員会 E-mail : hpc@sums.ac.jp

○ 大学院事務室 E-mail : grad-hs@sums.ac.jp

7 図書館

本学所属者は、湘南医療大学図書館の3館（保健医療学部図書館・薬学部図書館・山手図書館）が利用できます。文献や情報の調査でお困りの際に図書館職員がサポートします。お気軽にお声かけください。また、図書館ホームページまたは湘南医療大学図書館のツイッター（@sums_libraly）より随時情報を発信しますのでご確認ください。

7.1 開館時間・休館日

1) 開館時間

・平日（月曜日～金曜日）9時00分～20時00分／土曜日・休業日 9時00分～17時00分

2) 休館日・日曜日・祝日・図書館長が必要と認めた日

※天候や交通状況により臨時休館となる場合は、その都度、館内掲示や図書館ホームページ等でお知らせします。

7.2 図書館資料の利用

1) 館内閲覧

・図書・雑誌など：自由閲覧可 ※図書は請求記号順に、雑誌はタイトル順（和雑誌は五十音順、洋雑誌はアルファベット順）に並んでいます。閲覧後は、返却台に置いてください。

・新聞：当日分は自由閲覧可。 ※最新1年分保管。図書館カウンターにお尋ねください。

2) 館外貸出

・期間：2週間 /冊数：全館合わせて5冊まで /対象：図書

・手続：貸出希望図書と学生証を持って、図書館カウンターへ行く。

3) 返却

・返却方法：図書館カウンターでの返却／ブックポストへの返却（閉館時のみ）

※DVD等の付録物付で貸し出された資料は、ブックポスト経由での返却ができません。

※ブックポストに投函された図書館資料は、翌開館日の返却扱いになります。

※延滞した場合は、督促を行います。

4) 貸出予約

・冊数：5冊まで /対象：他の利用者が貸出中の図書館資料のみ

・手続：図書館カウンターに申し出る。／蔵書検索システムから各自で行う。

・取り置き期間：1週間 /連絡：メール

5) 貸出延長

・回数：1回のみ /期間：初回返却期限日から2週間

・条件：予約が入っていない／延滞していない／延長回数を越えていない／貸出停止期間中ではない

・手続：図書館カウンターに申し出る。／蔵書検索システムから各自で行う。

6) 視聴

・視聴方法：館内パソコン／ポータブルプレイヤー ※ヘッドホン等を利用

・対象：図書館所蔵の視聴覚資料

・手続：視聴希望資料と学生証を持って、図書館カウンターへ行く。

7.3 各種サービス

1) 館内パソコンの利用

・デスクトップパソコン【保健医療学部図書館3台】／ノートパソコン【保健医療学部図書館：10台】

・蔵書検索、有料データベース・電子ジャーナルの閲覧

※一回の利用は原則1時間までです。以降は利用交代依頼がない限り継続して利用できます。

※医書.jp オールアクセス（要利用登録）、医中誌 Web、MEDLINE with Fulltext、ProQuest Nursing and Allied Health Source は、学外でも利用できます。

2) 文献複写

- ・コピー種別：白黒／料金：1枚10円 ※著作権法で定められている範囲内／図書館所蔵資料のみ
- ・手続：申込用紙に記入の上、図書館カウンターに提出する。

3) 他大学図書館資料等の取り寄せ

- ・対象：当館が所蔵していない資料 / 手続：申込用紙を図書館カウンターに提出する。
- ・取り寄せ方法：①現物貸借（資料そのもの）※費用：資料の往復の送料
②文献複写（資料のコピー）※費用：コピー代+送料

4) 紹介状・共通閲覧証の発行

- ・条件：利用したい資料が他大学図書館等しか所蔵していない／訪問するために紹介状等が必要
- ・紹介状 ※図書館カウンターで申請（発行には約1週間かかりますので、お早めに申請ください）
- ・共通閲覧証 ※神奈川県内の大学図書館（一部）等のみ対象、図書館主催の講習会の受講が条件

7.4 利用上の注意

1) 罰則

- ・延滞後に返却した場合、延滞期間相当日数の貸出停止となります。加えて、延滞期間が30日を越えた場合は、1冊3,000円の延滞料を徴収します。
- ・図書館資料等を紛失または汚破損等をした場合、原則として、同じ資料または大学が指定する同等の資料等を購入し、弁済していただきます。速やかに図書館カウンターに届け出てください。

2) 禁止事項

- ・館内での飲食（蓋付きの飲み物のみ、飲用時以外はカバンにしまうことを条件に持込み可）
- ・図書館資料の無断持ち出し（発覚した場合、学生証の提示及び指定書類の提出有）
- ・スマートフォン等での通話、私語やその他静寂を妨げるなど他の利用者の迷惑となる行為
- ・私物（ノートや売店で購入した書籍、講義で配布された資料など）のコピー

3) その他

- ・所持品は各自の責任において管理し、閲覧席に置いたまま長時間空席にしないでください。
- ・図書館に設置している備品が不調の場合、速やかに図書館カウンターまでお知らせください。
- ・修了後も図書館を利用することができます。下記「図書館サービス範囲表」をご覧ください。

項目	対象者		項目	対象者		
	学部学生 大学院生	卒業生		学部学生 大学院生	卒業生	
入館申請	/		館内PC	デスクトップ	○	○
館内閲覧	図書	○		○	ノート (保健医療学部 図書館のみ)	○
	雑誌 (新聞含む)	○	○	レファレンス	○	○
	視聴覚	○	○	相互貸借	○	×
館外貸出	図書	5冊まで/2週間	5冊まで/2週間 ※3	紹介状発行	○	×
	雑誌 (新聞含む)	×	×	共通閲覧証発行	○	×
	視聴覚	×	×	データベース	閲覧	○
貸出予約	○	○	印刷 (保健医療学部 図書館のみ)		○	※4
貸出期間延長	○	○	電子ジャーナル	閲覧	○	○
館内複写	○	○		印刷 (保健医療学部 図書館のみ)	○	※4
グループ学習室	○	×	USBからの印刷		○	×

※1 大学事務室で入館証を受け取ってください。※2 図書館カウンターで手続きをしてください。

※3 卒業生利用カード登録(無料)が必須です。※4 印刷はできません。USBメモリへのデータ保存が可能です。

8 学生納付金

1) 通常 (3年在籍)

項目	入学金	学生納付金		小計
		前期	後期	
1年次	300,000円	400,000円	400,000円	1,100,000円
2年次		400,000円	400,000円	800,000円
3年次		400,000円	400,000円	800,000円
合計	300,000円	1,200,000円	1,200,000円	2,700,000円

2) 長期履修生 (4年在籍)

項目	入学金	学生納付金		小計
		前期	後期	
1年次	300,000円	300,000円	300,000円	900,000円
2年次		300,000円	300,000円	600,000円
3年次		300,000円	300,000円	600,000円
4年次		300,000円	300,000円	600,000円
合計	300,000円	1,200,000円	1,200,000円	2,700,000円

3) 長期履修生 (5年在籍)

項目	入学金	学生納付金		小計
		前期	後期	
1年次	300,000円	240,000円	240,000円	780,000円
2年次		240,000円	240,000円	480,000円
3年次		240,000円	240,000円	480,000円
4年次		240,000円	240,000円	480,000円
5年次		240,000円	240,000円	480,000円
合計	300,000円	1,200,000円	1,200,000円	2,700,000円

4) 長期履修生 (4年在籍) が2年次終了までに通常 (3年在籍) に短縮を申請したとき

項目	入学金	学生納付金		小計
		前期	後期	
1年次	300,000円	300,000円	300,000円	900,000円
2年次		300,000円	300,000円	600,000円
3年次		600,000円	600,000円	1,200,000円
合計	300,000円	1,200,000円	1,200,000円	2,700,000円

5) 長期履修生 (5年在籍) が3年次終了までに通常 (4年在籍) に短縮を申請したとき

項目	入学金	学生納付金		小計
		前期	後期	
1年次	300,000円	240,000円	240,000円	780,000円
2年次		240,000円	240,000円	480,000円
3年次		240,000円	240,000円	480,000円
4年次		480,000円	480,000円	960,000円
合計	300,000円	1,200,000円	1,200,000円	2,700,000円

6) 休学に伴う在籍料について

半期 30,000 円

7) 学生納付金の他に必要となる経費

①教科書代

②特別研究に係る経費

博士論文作成のために必要な実験・調査・資料収集費 他

③学生保険 WILL への加入料 他

9 大学院関連規程

湘南医療大学大学院 学則

(令和6年4月1日改正)

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 湘南医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価等)

第2条 本大学院の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の自己点検評価及び評価の結果について政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた第三者による評価を受けるものとする。

3 自己点検及び自己評価並びに第三者による評価に関し、必要な事項は別に定める。

(情報の公表)

第3条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知することが可能な方法によって積極的に情報を公表するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本大学院は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行う。

第2節 研究科の構成

(研究科)

第5条 本大学院に置く研究科、専攻、課程及び学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	保健医療学専攻	修士課程	12	24
		博士後期課程	3	9

2 研究科は、専攻及び課程の人材の養成の目的その他の教育研究上の目的を別表1及び別表2に定める。

3 研究科は、前項の目的を達成するために、専攻及び課程の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針並びに入学者の受入の方針を別表3に定める。

(教職員)

第6条 本大学院に、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他職員を置くことができる。

(研究科長)

第7条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。

(大学院運営管理会議)

第8条 本大学院の運営管理に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るために、大学院運営管理会議を置く。

2 大学院運営管理会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第9条 本大学院に、保健医療学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第10条 本大学院に、本大学院運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

2 学長は必要に応じ前項の授業の開始終了時期について変更することができる。

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日

(3) 創立記念日

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 学長は、必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第2章 通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 本大学院の修業年限は、修士課程は2年、博士後期課程は3年とする。ただし、本条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修制度」という。）ができる。

(在学年限)

第15条 学生は本大学院においては、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することができない。

2 前項にかかわらず、第21条又は第22条の規定により入学を許可された学生は、第21条第2項又は第22条第2項により定められた修業年限の2倍の年数を超えて在学することはできない。

3 前2項にかかわらず、学長が、教育上特別必要があると認めた場合は、この限りではない。

第2節 入学、転入学及び再入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第21条及び第22条の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第17条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格をもち、所

定の試験に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育の16年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
 - (5) 看護学、理学療法学、作業療法学などの医療保健分野において、学士課程卒業レベルの知識・技術を有している者
 - (6) 助産師国家試験受験資格を希望する者は、保健師助産師看護師法に規定する、看護師免許を有する（取得見込を含む）女子
- 2 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、前項の規定を充足し、かつ次の各号の一に該当する者でなければならない。
- (1) 看護学、理学療法学、作業療法学などの医療保健分野において、学士課程卒業レベルの知識・技術を有している者
 - (2) 助産師国家試験受験資格を希望する者は、保健師助産師看護師法に規定する、看護師免許を有する（取得見込を含む）女子
- 3 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。ただし、第1号から第5号までに関しては、入学の前年度末までにこれに該当することとなる者を含むものとする。
- (1) 修士の学位または専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 本学大学院が実施する個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(入学の出願)

第18条 本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び所定の書類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、所定の選考の後、研究科委員会の議を経て、学長が合否を決定する。

2 入学者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第20条 選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(転入学)

第21条 他の大学院に在学している者で本大学院への転入学を志願するものがあるときは、欠員のあ

る場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限並びに在学年限については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第22条 次の各号の一に該当し、再入学を志願する者は、欠員のある場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第34条の規定により退学した者

(2) 第35条第1号又は第4号の規定により除籍された者

2 前項により入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、修業年限及び在学年限は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

第3節 教育方法、教育課程、単位及び履修方法

(教育方法)

第23条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育課程)

第24条 研究科が設置する授業科目、単位数及び履修方法等は、別表4に定める。

(単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、試験その他の審査により合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第27条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格とする。

2 学位論文及び最終試験の評価は、合格・不合格とする。

(教育方法の特例)

第28条 学長は、教育研究上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第29条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき、当該大学院における履修を認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、研究科委員会の議を経て、10単位を限度として、本大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学後における授業科目の履修により修得したも

のとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）については、転入学及び再入学の場合を除き、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で修了要件単位として認めることができる。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学及び復学）

第31条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学できないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気のため修学することが適当でないと思われる学生に対して、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。
- 4 休学期間は、通算して修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超えることはできない。
- 5 休学期間は、第15条の在学年限に算入しない。
- 6 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第32条 他の大学院への転学を志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第33条 外国の大学院に留学を志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第12条に定める修業年限に含めることができる。
- 3 留学に関する事項は別に定める。

（退学）

第34条 退学しようとする学生は、その事由を付して、保証人連署の上所定の書類を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第35条 次の各号の一に該当する学生は、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍する。

- (1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第15条に定める在学年限を超えた者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 第31条第4項に定める休学期間を超えて、なお修学することできない者
- (5) 死亡した者

第5節 課程の修了及び学位の授与等

（課程の修了）

第36条 本大学院に第14条、第21条第2項、第22条第2項の修業年限以上在学し、履修規程に基づく修了所要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

- 2 本大学院に第14条、第21条第2項、第22条第2項の修業年限以上在学し、履修規程に基づく修

了所要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、研究科委員会の議を経て、学長が博士後期課程の修了を認定する。

3 前項の規定にかかわらず、特例として2年以上在学し、次の各号に掲げる要件を満たした学生は、研究科委員会の議を経て、学長が博士後期課程の修了を認定する。

- (1) 休学歴のない者
- (2) 長期履修者でない者
- (3) 早期修了しようとする学期までに、大学院学則に規定する年数以上在学した上で修了要件単位を修得可能な者
- (4) 博士後期課程に在籍する者のうち優れた研究業績を上げた者
 - (ア) 博士論文を完成した者
 - (イ) 査読付き学術論文を2編以上（内1編が筆頭著者）有する者

(学位)

第37条 学長は本大学院の修士課程または博士後期課程を修了した者に対し、本大学院学位規則に基づき学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、本大学院の学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の意見を聴いて表彰することができる。

(懲戒)

第39条 学長は、本大学院の学則その他諸規程に違反し、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なくして出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第40条 学長は、本大学院入学資格に該当する者で、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第41条 学長は、本大学院入学資格に該当する者で、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第42条 学長は、本大学院の特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がな

い場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第43条 学長は、本大学院入学資格と同等以上の学力をもつ外国人で、本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者がいるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要事項は、別に定める。

第8節 入試検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第44条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費及び休学在籍料の金額は別表5及び別表6に定める。

2 納付した入学検定料及び学生納付金等は、原則、返還しない。

3 研究生、聴講生、科目等履修生については別に定める。

第3章 補 則

(雑則)

第45条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第46条 この学則の改廃は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。但し、第15条から第18条までの規定は、平成31年1月4日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

研究科・専攻の教育研究上の目的

研究科・専攻	課程	教育研究上の目的
保健医療学研究科 保健医療学専攻	修士課程	保健医療において研究者としての基本的研究手法を修得した高度専門職業人(臨床実践者並びに指導者)を養成し、加えて、医療人としての倫理観をもって地域医療に貢献できる有為な人材を育成すること
	博士後期課程	創造性に満ちた研究・開発能力を有し、保健医療学における多彩な研究を遂行可能な研究者や、医療施設、保健施設、行政、地域で保健医療学の実践に携わる多彩な職種の中で中心的役割を担える管理・指導能力を有する高度専門職業人や、保健医療学分野の大学において確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた教員を養成すること

別表 2

研究科・専攻の人材の養成の目的

研究科・専攻	課程	人材の養成の目的
保健医療学研究科 保健医療学専攻	修士課程	<p>① 保健医療学の3領域を対象とした学問的基盤を熟知し、保健医療に関わる高度専門知識・技術を有する臨床実践者の養成</p> <p>※保健医療学を基盤に、健康増進・予防、心身機能回復及び助産学に関わる諸問題・課題を的確に解明する能力を身につけて、創造性かつ実践的な専門的知識・技術を有する高度専門職業人の養成を目的として、教育研究を行う。</p> <p>② 臨床的学問探求を培い、地域医療において研究者としての基本的研究手法を修得し、臨床現場（医療施設、保健施設、行政、地域）で高度な医療専門性を生かしチーム医療の中心として貢献できる指導者の養成</p> <p>※地域包括医療システムの中で、症例個々に合った疾病予防や診断・治療とQOL向上のために、医療専門職との相互理解とチーム医療を推進できる人材を養成する。</p>
	博士後期課程	<p>① 臨床的学問探求を培い、保健医療学のさらなる創造性に満ちた研究・開発能力を有し、多彩な研究を遂行できる研究者の養成</p> <p>② 保健医療学の看護学、リハビリテーション学を対象とした学問的基盤を熟知し、保健医療学の実践において臨床現場で管理・指導能力を有する高度専門職業人の養成</p> <p>③ 保健医療学の看護学、リハビリテーション学を対象とした学問的基盤を熟知し、保健医療学の実践において確かな研究能力と教育能力を兼ね備えた大学教員を養成</p>

別表 3

保健医療学研究科の学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの方針（博士後期課程抜粋）

学位授与の方針	<p>共通方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル 保健医療学に精通した上に、他分野の専門知識を幅広く修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、保健医療学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての能力を有している。 2. 研究能力、コミュニケーション能力 保健医療学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究能力に加え、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有している。 3. 多職種協働における管理・指導能力 保健医療学の実践に関わる医療・行政・地域の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える管理能力・指導能力を有している。 4. 教育実践能力 保健医療学に於ける研究能力を有し、大学の学生教育に精通し、学生の主体的な学びを促す教育実践能力を有している。 5. 高い倫理観 学生の教育や研究活動、医療や介護等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している。
	<p>看護学領域における学位授与の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル 看護学に精通した上に、他分野の専門知識を幅広く学際的に修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、看護学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての能力を有する。 2. 研究能力、コミュニケーション能力 看護学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して実装し遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、看護実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究能力に加え、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有している。 3. 多職種協働における管理・指導能力 看護学の実践に関わる医療・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える調整力および管理能力・指導能力を有している。 4. 教育実践能力 看護学における研究能力を有し、看護系大学の学生教育に精通し、学生の主体的な学びを促す教育実践能力を有している。 5. 高い倫理観 看護学生の教育場面や研究活動、看護職が医療、介護そして福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している。 <p>リハビリテーション学領域における学位授与の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル 保健医療学に精通した上に、他分野の専門知識を幅広く学際的に修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、リハビリテーション学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての能力を有する。

	<p>2. 研究能力、コミュニケーション能力 リハビリテーション学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究能力に加え、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有している。</p> <p>3. 多職種協働における管理・指導能力 リハビリテーション学の実践に関わる医療・福祉・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える管理能力・指導能力を有している。</p> <p>4. 教育実践能力 リハビリテーション学における研究能力を有し、リハビリテーションの専門職を養成する大学の学生教育に精通し、学生の主体的な学びを促す教育実践能力を有している。</p> <p>5. 高い倫理観 理学療法学生または作業療法学生に対する教育場面やリハビリテーション領域の研究活動、リハビリテーション関連職が医療や福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感且つ、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している。</p>
教育課程編成・実施の方針	<p>カリキュラム・ポリシー</p> <p>① 保健医療学の総括的なコンセプトを修得、精通した上に、保健医療学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を実践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。</p> <p>② 保健医療学分野のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点からの的確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。</p> <p>③ 保健医療学分野の専門かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。</p> <p>④ 「共通科目」、「基礎科目」「専門科目」で修得した知識をもとに、高い倫理観を有し人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、適切な研究方法を用いて自ら研究課題を設定した研究活動を行い、その成果発表に取り組む教育を実践することができる科目を配置する。</p> <p>看護学領域における共通科目、基礎科目、専門 科目のカリキュラム・ポリシー</p> <p>① 看護学の総括的なコンセプトを修得、精通した上に、看護学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を実践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。</p> <p>② 看護学のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点からの的確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。</p> <p>③ 看護学の専門かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。</p> <p>④ 「共通科目」、「基礎科目」「専門科目」で修得した知識をもとに、高い倫理観を有し人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、適切な研究方法を用いて自ら研究課題を設定した研究活動を行い、その成果発表に取り組む教育を実践することができる科目を配置する。</p> <p>看護学領域における特別研究科目のカリキュラム・ポリシー</p> <p>研究能力育成と研究遂行のため、特別研究科目として看護学特別研究を配置する。</p> <p>看護学特別研究は、看護学領域における研究をさらに深化させる探究心を備えるために研究活動に重点を置いた教育を行う。さらに、看護学領域において自立した研究活動を通して、教育者、研究者、高度専門職業人として、社会を牽引できる能力の修得も目指す。</p> <p>リハビリテーション学領域における共通科目、基礎科目、専門 科目のカリキュラム・ポリシー</p> <p>① 「自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル」を培うために、リハビリテーション領域に関する伝統的医療・福祉や先駆的医療・福祉の動向を学ぶ科目を置く。</p> <p>② 「研究能力・コミュニケーション能力」を培うために、リハビリテーション学領域に関わる理論面の構築と高度な専門知識を修得することができ、リハビリテーション学領域に関わる新規的な実践的技術を発案する機会を与える科目を置く。また、コミュニケーション能力を育む課題設定が可能な科目を置く。</p> <p>③ 「多職種協働における管理・指導能力」を培うために、保健医療学領域の諸課題を発見・設定し多職種協働した管理運営を実践する能力、幅広い知識と科学的根拠に基づいた指導方法を学ぶことができる科目を配置する。</p> <p>④ 「共通科目」、「基礎科目」「専門科目」で修得した知識をもとに、アクティブラーニング、体験型学習などを通じて「教育実践能力」「高い倫理観」を培うことができる科目を配置する。</p> <p>リハビリテーション学領域における特別研究科目のカリキュラム・ポリシー</p> <p>修士課程での教育を基礎として、より研究活動に重点を置いた教育を行うとともに、リハビリテーション学研究をさらに深化させる探究心を備えた上で、リハビリテーション学領域において自立した研究活動を行い、教育者、研究者、高度専門職業人として社会を牽引できる能力の修得を目指す。そのため、研究デザイン</p>

	ンから論文執筆までを個別指導と複数教員による集団指導を組み合わせ、複数回の中間報告会等により、進捗状況の確認と研究内容の向上を図り、独創性や自立して研究を行い得る能力とプレゼンテーション能力を修得させる。
入学者受入れの方針	<p>共通の入学者受入れの方針</p> <p>人間に対する深い関心と高い倫理観を備え、生命の尊厳を重視し、個を敬愛できる人 保健医療学の研究に求められる基礎的な能力と専門知識を有し、博士後期課程での研究を達成出来る人 研究者・教育者・高度専門職業人として求められる専門知識と技術の修得に強い意欲を持つ人 保健医療に関わる社会的課題に常に関心を持ち、研究者・教育者・高度専門職業人として社会に貢献する熱意のある人 柔軟な発想と論理的思考を持ち、多様な分野の専門家と連携・協働できる協調性やコミュニケーション能力を備えた人</p> <p>看護学領域の入学者受入れの方針</p> <p>① 自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル 看護学に精通した上に、他分野の専門知識を幅広く学際的に修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、看護学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての資質を有する人。</p> <p>② 研究能力、コミュニケーション能力 看護学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して実装し遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、看護実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究を達成する強い意志、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有する人。</p> <p>③ 多職種協働における管理・指導能力 看護学の実践に関わる医療・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える調整力および管理能力・指導能力を発揮できる資質を有する人。</p> <p>④ 教育実践能力 看護学における研究に求められる基礎的な能力を有し、看護系大学の学生教育において、学生の主体的な学びを促す教育実践能力に発展できる資質を有している人。</p> <p>⑤ 高い倫理観 看護学生の教育場面や研究活動、看護職が医療や介護や福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している人</p> <p>リハビリテーション学領域の入学者受入れの方針</p> <p>① 自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル リハビリテーション領域の研究者・教育者・高度専門職業人として求められる総合的なリハビリテーション学に精通した上に、他分野の専門知識を幅広く学際的に修得した知のプロフェッショナルとしての資質を有する人。</p> <p>② 研究能力、コミュニケーション能力 リハビリテーション学における諸課題を自ら発見・設定し、課題解決のために独創的な研究を自立して計画・遂行し、研究結果を科学的に評価・解析する能力など、博士後期課程での研究を達成する強い意志、研究成果を社会に知らせる情報発信能力およびコミュニケーション能力を有する人。</p> <p>③ 多職種協働における管理・指導能力 医療・行政や地域医療などリハビリテーションの実践場面における他職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える調整力および管理・指導能力を発揮できる資質を有する人。</p> <p>④ 教育実践能力 リハビリテーション関連職の養成大学の学生教育において、学生の主体的な学びを促す教育実践能力に発展できる資質を有している人。</p> <p>⑤ 高い倫理観 疾病の予防や治療から障害の軽減を追求する観点から、人間に対する深い関心と高い倫理観を備え、生命の尊厳を重視し、個を敬愛できる人。</p>

別表 4

湘南医療大学大学院保健医療学研究科教育課程表（博士後期課程抜粋）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
共通科目	医療倫理学特論	1 通	2		
	教育学特論	1 通		2	
	研究特論	1 通		2	
	保健福祉学特論	1 通		2	
	小計（4 科目）	-	2	6	
基礎科目	高等教育学	1 通		2	
	保健医療学基盤研究	1 通		2	
	保健医療学実践研究	1 通		2	
	小計（3 科目）	-		6	

専門 科目	看護学領域科目	健康支援ケアシステム学特論	1 前		2		
		健康支援ケアシステム学演習	1 後		4		
		地域生活ケアシステム学特論	1 前		2		
		地域生活ケアシステム学演習	1 後		4		
		生涯発達ケアシステム学特論	1 前		2		
		生涯発達ケアシステム学演習	1 後		4		
		小計 (6 科目)	-		18		
	リハビリテーション学領域科目	地域生活支援学特論	1 前		2		
		地域生活支援学演習	1 後		4		
		身体機能支援医療学特論	1 前		2		
		身体機能支援医療学演習	1 後		4		
		小計 (4 科目)	-		12		
	特別 研究 科目	看護学領域科目	看護学特別研究	1-3		10	
		リハビリテーション学領域科目	リハビリテーション学特別研究	1-3		10	
		小計 (2 科目)	-		20		
合計 (19 科目)				2	50		
修了要件	<p>【博士 (看護学)】 共通科目から 4 単位 (必修科目 2 単位、選択科目 2 単位以上)、基礎科目から 2 単位以上、専門科目内「看護学領域科目」から 6 単位以上 (選択した特別研究に関わる研究領域の特論科目 2 単位以上・演習科目 4 単位以上) 及び特別研究科目 10 単位を履修し、合計 22 単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する博士論文審査及び最終試験に合格すること。</p> <p>【博士 (リハビリテーション学)】 共通科目から 4 単位 (必修科目 2 単位、選択科目 2 単位以上)、基礎科目から 2 単位以上、専門科目内「リハビリテーション学領域科目」から 6 単位以上 (選択した特別研究に関わる研究領域の特論科目 2 単位以上・演習科目 4 単位以上) 及び特別研究科目から 10 単位を履修し、合計 22 単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する博士論文審査及び最終試験に合格すること。</p>						

別表 5

入学検定料

項目	金額
入学検定料	35,000

別表 6

 学生納付金 (入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、休学在籍料)
 (保健医療学研究科博士後期課程抜粋)

項目	金額
入学金 (入学時)	300,000
授業料等 (年間)	800,000
休学在籍料 (半期)	30,000

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、湘南医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、湘南医療大学大学院（以下「大学院」という。）が授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位)

第2条 大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。学位に付記する専門分野の名称等は、別に定める。

(学位授与の要件)

第3条 学位は、大学院学則に定めるところにより、大学院の修業年限以上在学し、所定の要件単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査に合格した者に対し、保健医療学研究科委員会の議を経て学長が授与する。

(学位論文の提出)

第4条 学位を申請する者は、学位申請論文等に要旨を添え、研究指導教員の承認を得て、保健医療学研究科委員会に所定の部数を提出するものとする。

(論文審査会)

第5条 学位論文の審査は、保健医療学研究科委員会に設ける論文審査会が定める論文審査委員がこれを行う。

2 論文審査委員には主査を置き、ほかに論文審査会が選定する副査2名を加えることとする。

(最終試験)

第6条 学位に関する最終試験は、論文審査委員が行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある学問領域にわたり試問の方法によりこれを行う。

3 最終試験は口頭試問による。

4 前2項による最終試験の評価は、別表に定める基準により行う。

(専攻分野の名称)

第7条 本大学院の学位を授与するに当たっては、当該学位のあとに次の専攻領域を付記するものとする。

保健医療学研究科 保健医療学専攻 修士（保健医療学）

保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士（保健医療学）

(学位の名称の使用)

第8条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を次のとおり付記するものとする。

(1) 修士（保健医療学）（湘南医療大学）

(2) 博士（看護学）（湘南医療大学）

(3) 博士（リハビリテーション学）（湘南医療大学）

(学位授与の取り消し)

第9条 本学において学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、保健医療学研究科委員会の議を経てその学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨公表するものとする。

(文部科学大臣への報告)

第10条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第11条 本学が博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第12条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与した日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院研究科委員会の承認を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長はその論文の全文を求めに応じて閲

覧に供するものとする。

3 前項の規定において大学院研究科委員会の承認を経てやむを得ない事由が消滅した者は、当該するやむを得ない事由が消滅した日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。

4 前3項の規定において公表する場合、「湘南医療大学審査学位論文」または「湘南医療大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。

5 前4項の規定において博士の学位を授与された者が行う公表は、インターネットの利用により行うものとし、本学では機関リポジトリの利用により行うものとする。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、保健医療学研究科委員会及び大学院運営管理会議の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年5月26日から施行し、改正後の第6条第4項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条第4項関係）

修士論文審査および最終試験に関する基準

修士論文審査における最終試験は、提出された論文に関するプレゼンテーションを行わせ、主査および2人の副査による口頭試問を実施する。主な評定内容は、以下に示す10項目とし、評定点数（5：優れている、4、3、2、1：劣っている）をつけ、3名の合計点数の平均値を算出する。

1. 審査会は、主査1名および副査2名で構成する。
2. 修士論文の内容に関して直接口頭試問を行い、以下の10項目に関して3名がそれぞれ評定する。
3. 上記の3名の評定点数の平均点が30点以上を合格とする。

① 現代医療の諸問題を学際的・多角的に捉えた「保健医療学」たる研究であり新規性があるか
② 幅広い学問の素養をもとに進めた研究として社会へ貢献できるか
③ 医療・福祉における臨床の場にて実践・応用できる研究であるか
④ 社会における諸問題・課題を盛り込みつつも、独自の目線で検討・探求しているか
⑤ 多職種協働を推進し、組織をリードできる管理・指導能力を獲得する研究であるか
⑥ 保健医療学の実践を通して、患者の状況に応じた的確な処理を発揮できる研究であるか
⑦ 豊かな教養と臨床経験に基づく社会的責任と倫理観を有する研究であるか
⑧ 保健医療学の研究結果として妥当性があり、教育的視点を通して後進を教授・指導できるか
⑨ 研究者に求められる論理的な思考力・表現力および発表能力を携えているか
⑩ 湘南医療大学大学院を修了し、高度専門職業人として活躍できるか

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第24条に規定する授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 授業科目、配当年次、単位数、必修・選択の別、時間数及び修了要件は、大学院学則別表4のとおりとする。

(指導教員)

第3条 授業科目の履修指導及び研究の指導を行うために、学生ごとに指導教員を定める。

2 研究の指導上、必要がある場合には指導教員を変更することができる。

(履修登録)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を受け、各学期当初の所定の期日までに履修登録をしなければならない。

2 履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、別に定める届出書を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

3 次に掲げる授業科目は履修することができない。

- (1) 既に単位を修得した授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目
- (3) 複数開講されている同一の授業科目

(学部授業科目の聴講)

第5条 指導教員が本学学部授業科目の聴講をすることが必要と認めるときは、授業科目の科目担当者の承諾の下に、学部正規課程の学生の教育に支障のない場合に限り、大学院保健医療学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て学長が許可することができる。

2 聴講科目の単位は付与しない。

(欠席届)

第6条 病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかった者は、欠席届（履修様式第2号）を当該科目の担当教員に提出することができる。

2 前項により提出された欠席届による成績の評価への取扱いは、当該科目の担当教員の判断によるものとする。

3 忌引きによる欠席の場合は、欠席届の提出により、次の範囲内で欠席の扱いとしない。

- 一親等（父・母・子）及び配偶者 連続する7日間（休日を含む）
- 二親等（兄弟姉妹・祖父母） 連続する3日間（休日を含む）
- 三親等（叔（伯）父・叔（伯）母） 1日間（休日を含む）

(交通機関の不通等に伴う休講)

第7条 次の各号いずれかに該当するとき、授業は原則として休講とする。

(1) 事故、地震、積雪、ストライキ等によりJR東海道線、JR横須賀線が不通の時。

ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。

(2) 神奈川県内全域に警報（暴風、大雪、暴風雪）、特別警報（以下「警報」という。）発令時

2 前項により休講となった場合でも、JR東海道線、JR横須賀線が復旧した場合、又は警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧（警報解除）時間	授業実施時限
6:00現在で復旧（警報が解除）された場合	1時限から実施
10:00現在で復旧（警報が解除）された場合	3時限から実施

3 第1項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

(試験)

第8条 試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。

- 2 定期試験は、原則として当該授業が終了する学期末に期間を定めて行う。
- 3 前項のほか当該授業の学期中に担当教員の判断により期間を定めず、随時に試験を行うことができる。
- 4 試験に代えて、論文、報告書（レポート）、口述（試問）を課することができる。

（受験資格）

第9条 次のいずれかに該当する者は、試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない者
- (2) 原則として、試験科目の出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない者。
実習においては、原則として全日程の5分の4に満たない者
- (3) 当該科目の試験時間の3分の1を超えて遅参した者
- 2 前項第2号にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができる。

（成績評価の基準・成績評価）

第10条 成績はシラバスに定めた基準により判定する。

- 2 成績評価については、大学院学則第27条第1項に基づき、下表のとおりとする。評点に対して、グレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、不合格その他GPを「0」と算定する授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均（グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

評価	評点	グレード ポイント GP	単位の授与
秀 (S)	90点～100点	4	授与
優 (A)	80点～89点	3	
良 (B)	70点～79点	2	
可 (C)	60点～69点	1	
不可 (D)	59点以下	0	不授与
放棄(O1)	受験資格喪失	0	評価対象外
放棄(O2)	定期試験受験の放棄	0	
/	評価対象外	算定しない	

- 3 秀 (S)、優 (A)、良 (B) 及び可 (C) は合格、不可 (D) は不合格とする。
- 4 放棄 (O1) 評価の授業科目及び放棄 (O2) 評価の授業科目の登録単位数は、GPAの登録単位数に加算する。
- 5 履修登録を取り消した場合、その授業科目は、/評価「評価対象外」とし、GPには算定せず、登録単位数はGPAの登録単位数に加算しない。
- 6 再試験において単位を授与する場合の評価・評点は、可 (C) 「60点」とする。
- 7 単位を授与されなかった科目（評価対象外含む）は、再履修することができる。

（GPA）

第10条の2 GPAを算出する基準は次のとおりとする。

$$GPA = \frac{\text{授業科目のGP} \times \text{その授業科目の単位数}}{\text{GPA対象科目の総履修登録単位数}} \text{の総和}$$

- 2 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標である「学期GPA」と在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標である「累積GPA」の2種類とする。
- 3 GPAの結果は、修学指導の参考として、また退学勧告の基準として用いる場合がある。

（追試験）

第11条 忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験（実習のときは追実習）を受けることができる。

- 2 前項の追試験を受けようとする者は、「追試験申請書（履修様式第3号）」（追実習のときは「追実習願」（履修様式第5号））に、疾病の場合は医師の診断書、他の場合は証明書又は理由書を添え、原則として当該科目の試験の日から所定の期日までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 追試験の成績評価は、優（A）〔89点〕を上限とする。

（再試験）

第12条 定期試験及び追試験で成績が合格点に達しなかった場合は必要に応じて科目担当教員等の判断により再試験（実習のときは再実習）を行うことができる。

2 再試験を許可された者は、「再試験願（履修様式第4号）」（再実習のときは「再実習願」（履修様式第6号））に、次の表に定める再試験料（実習のときは再実習料）を添えて提出しなければならない。

区分	金額
再試験料	1科目につき2,000円
再実習料	1日につき2,000円

3 再試験で合格した場合の成績は、「可（C）「60点」」とする。

（再履修）

第13条 不合格又は評価対象外とされた必修の授業科目は、再度履修（以下「再履修」という。）しなければならない。

2 再履修科目は、原則として、授業を再度受講のうえ、試験を受けなければならない。

（学位論文又は研究成果の提出）

第14条 学生は、指導教員の承認を得て、研究科委員会の定める期日までに学位論文又は研究成果（以下、併せて「論文等」という。）を提出しなければならない。

2 論文等に関する具体的な事項については、湘南医療大学大学院学位規則に定める。

（他大学における授業科目の履修等の認定等）

第15条 大学院学則第29条に定める他大学等での授業科目の履修等及び同第30条に定める既修得単位等の認定を受けようとする者は、所定の書式に成績証明書及び当該授業科目のシラバスを添えて提出し、研究科委員会の審査に基づき、研究科委員会の議を経て学長が認定するものとする。

2 認定された単位（授業科目）の成績評価は行わず、成績表示は、「N」とする。

3 既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。

（進級）

第16条 研究科で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級又は研究科で指定した科目の履修ができない場合がある。

（不正行為）

第17条 定期試験及びこれに準じる試験において、不正行為があったと認められた場合は、当該科目を不合格とし、かつその学期に履修合格した他の全科目の評価を1ランク下げることとする。なお、この場合において、停学又は退学など処分の実施を妨げないものとする。

（改廃）

第18条 この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第10条の2は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

湘南医療大学大学院 長期履修規程

(令和6年4月1日改正)

(趣旨)

第1条 本規程は、湘南医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第14条に規定する長期履修の制度（以下「本制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、標準修業年限内での就学が困難な者が本大学院での学修を希望する場合に、標準修業年限を超えた計画的な在学を認めることを目的とする。

(対象者)

第3条 本制度の対象となる学生は、本学に入学予定の者で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）

(2) 出産、育児、介護等により修業年限以内に修了困難な者

(3) 病気、留学、その他やむを得ない事由により長期履修制度を必要とし、認められた者

(長期履修の期間)

第4条 本制度を利用する学生の履修期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 修士課程 3年

(2) 博士後期課程 4～5年

2 休学期間は、長期履修期間に算入しない。

(許可)

第5条 本制度を希望する申し出があったときは、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

(申請手続)

第6条 本制度の利用を希望する者は、入学前の所定の期日までに長期履修申請書と第3条の該当要件を証明する書類を学長に提出しなければならない。出願期間終了後、本制度の申請はできない。

2 ただし、天災や感染症等の本人に責の無い事由により、研究活動に支障が生じた場合、本人と指導教員による申し出後、研究科委員会の議を経て、学長が入学後の申請を許可することができる。

(履修期間の変更)

第7条 本制度の修業年限変更は、原則これを認めない。ただし、特別な事情があると認められた場合は、在学中一度に限り1年度単位で短縮を申請することができる。修業年限の短縮については、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

2 修業年限の短縮によって生じる授業料等の差額は、短縮が決定した年度内に収めるものとする。
(授業料等)

第8条 本制度対象者の1年間の学費は、大学院学則第44条第1項に定める修士課程にあつては2年間、博士後期課程にあつては3年間の授業料等の金額を修業期間で除した額とする。

2 実験、実習等に必要費用は、別に徴収することがある。

3 長期履修学生の授業料等は、徴収猶予及び月割分割を認めない。

4 修業年限を終了してしてもなお修了できずに在学する学生の授業料等の額は、大学院学則第44条第1項に定める額と同額とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて学長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）の学術研究の信憑性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動及び姿勢について定めるものとする。

(研究の原則)

第2条 研究者は、高い倫理的規範のもとに、自律的に研究を遂行し、その結果に責任を持ち、研究に対して真摯で公正な態度をとるよう努めなければならない。

2 研究者は、個人それぞれをその人格性において尊重し、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) 研究 研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。

(2) 研究者 本学の教員、本学で研究活動に従事する学生及び研究生（以下「学生」という。）並びに本学で研究活動を行う客員研究員等、研究に関わるすべての者をいう。

(3) 発表 自己の研究に係る新たな知見、発見、または専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の遵守事項)

第4条 研究者は、たえず自己の専門研究能力と知識の水準を高度に維持し、さらにその向上を目指して自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、その研究活動において、文化、伝統、価値観及び規範の多様性の理解に努め、かつ、これを尊重しなければならない。また、同活動において、性別、人種、出自、地位、思想、宗教などによる差別的扱いをしてはならない。

3 研究者は、共同研究者、研究協力者及び研究支援者等の人格並びにそれぞれの学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、広く教育的見地に立ち、不当な圧力や制限を被らないよう十分配慮しなければならない。

5 研究者は、自らの研究活動について、その研究の計画・目的・進捗状況等を説明できるよう努めなければならない。

6 研究者は、研究成果の公表と社会への還元に努めなければならない。

7 研究者がヒトを含む生命を研究対象とする場合、その研究は科学的、社会的及び倫理的に妥当な方法で行わなければならない。

8 研究者は、利害関係者との金品授受等（学位審査時の金品授受を含む）を行ってはならない。

(研究のための情報、データ等の収集)

第5条 研究者は、資料及びデータ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法及び手段により行わなければならない。

2 研究者が研究のために資料及びデータ等を収集する場合は、その目的にかなう必要な範囲を逸脱してはならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対しその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、収集した資料及びデータ等で個人を特定できるものは、学校法人湘南ふれあい学園個人情報管理規程により、適切に取り扱わなければならない。

(情報、データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集し、または生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐため、適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、収集または生成した資料、情報及びデータ等の記録を適切に保管し、事後の検証、追試が行えるよう十分な期間、保存しなければならない。ただし、個人に関する情報及びデータについては、提供者との合意を得た期間とする。

(研究機器、材料等の安全管理)

第9条 研究者は、研究実験において研究装置、機器及び各種材料等を用いるときは、関係法令及び規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究実験の過程で生じた残さ物、廃棄物及び使用済みの材料等については、関係法令に基づき適切に処理しなければならない。

(研究成果の発表)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表するように努めなければならない。

2 研究者は、研究成果の発表に際しては、他の研究のもつ優先性を尊重するとともに、他者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表における不正行為は、本学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを十分に認識し、次に掲げる行為は絶対にこれをしてはならない。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

(2) 改ざん 研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

(3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為

4 研究者は、研究を遂行する上で助言や援助を受けた者及び組織に対し、研究発表の際に適切に謝意を表さなければならない。

(オーサーシップ)

第11条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の独創性に十分な貢献をしたと認められる場合に、オーサーシップが認められる。

2 共同研究の成果発表に際しては、共著者とその順位、連絡責任者を適切に決定し、共同研究者全員の合意を得なければならない。

(研究費の取扱)

第12条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金及び寄附金等であることを常に認識し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費以外に使用してはならない。

3 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及び関係諸規程の使用規定等を遵守し、その使途に関する書類等の管理を厳重に行い、交付期間終了後においても一定期間保存するとともに、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等に従い、自己の見識及び知識に照らして適切に評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わる中で知り得た情報を不正に利用してはならない。

(ハラスメントの禁止)

第14条 研究者は、研究活動を行うにあたり、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならない。

(利益相反)

第15条 研究者は、研究活動を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり及び可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(研究倫理委員会)

第16条 この規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、湘南医療大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 人を対象とする研究倫理の審査は、別に定める「人を対象とする研究倫理審査要項」による。

3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月18日から施行する。

湘南医療大学人を対象とする研究倫理審査要項

(令和3年4月1日改正)

(設置)

第1条 湘南医療大学研究倫理規程第16条第2項に基づきこの要項を制定する。

(審議事項)

第2条 研究倫理委員会の審査対象のうち、次の各号に掲げる事項については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年12月22日文科科学省、厚生労働省)による他、この要項による。

- 一 人を対象とした研究の実施に係る計画(以下「研究計画」という。)の審査に関する事項
- 二 人を対象とした研究終了報告の検証に関する事項
- 三 その他、人を対象とした研究倫理審査に関する事項

(審議機関)

第3条 前条に掲げる事項の審査は研究倫理委員会(以下「委員会」という。)で行う。

(委員会)

第4条 委員会は、必要に応じ専門的知識を有する者から審査のための意見を聴取することができる。

(委員の責務)

第5条 委員は、次の各号に掲げる責務を負うこととする。

- 一 対象者等の権利と福利が不当に損なわれることなく、研究が実施されるために必要な審査及び助言を行う。
- 二 職務と自己の利益が相反する場合は、あらかじめその旨を委員会に申告しなくてはならない。
- 三 職務に関連して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査申請)

第6条 研究計画の審査を希望する研究者は、あらかじめ研究計画を策定し、研究倫理審査申請書(別紙様式第1号。以下「申請書」という。)により、学長に申請し承認を得ることとする。

2 前項の申請は、研究を代表する者(以下「研究代表者」という。)が行うものとし、大学院生、学部学生、研究生等(以下「学生等」という。)が行う場合にあっては、当該学生等の研究を指導する教員が行うものとする。

(審査手続)

第7条 学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を要請する。ただし、第9条第1項に定める場合においてはこの限りでない。

- 2 委員会は必要に応じ、研究代表者及び研究に関わる者の出席を求め、当該研究について説明を受けまたは意見を聴取することができる。
- 3 前項により出席した研究代表者及び研究に関わる者は、議事に加わることができない。
- 4 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができない。

(審査の結果)

第8条 委員長は、審査の結果について、報告書(別紙様式第2号)により速やかに学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告に基づき、審査結果通知書(別紙様式第3号)以下「通知書」という。)により申請書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。
- 3 学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、委員会に再審査を要請することができる。

(審査の特例)

第9条 学長は、当該審査が特に緊急を要し、かつ、審査事例に基づいて審査の結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに承認の可否を決定することができる。

- 2 前項により、委員会の審査を経ずに承認の可否を決定した場合、委員長は決定後速やかに判定結果を委員会に報告するものとする。
- 3 第1項の手続きを経て承認の可否が決定した場合、学長は速やかに可否を研究代表者に通知するものとする。

(研究の開始)

第10条 研究倫理審査の判定で「承認」とされた場合は通知日から、「条件付承認」とされた場合は、通知された条件や指示に従い、通知日から研究を開始することができる。

(不服申立ての審査)

第11条 研究代表者は、審査の結果に異議があるときは、研究倫理審査結果不服申立書(別紙様式第4号。以下「不服申立書」という。)により、学長に不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立ては、通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。
- 3 学長は、第 1 項の不服申立てを受けた場合は、委員会に審査を要請することができる。
- 4 委員会は、前項の求めがあった場合、当該不服申立てについて審査し、判定を行うものとする。
- 5 委員長は、審査の結果について、速やかに学長に報告する。
- 6 学長は、協議の結果または委員会の報告に基づき、通知書により不服申立書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。

(研究計画の継続・変更)

第 12 条 研究代表者は、研究計画を継続または変更しようとするときは、申請書を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、委員長と協議の上、委員会に審査を要請することができる。
- 3 委員会は、前項の求めがあった場合、当該研究計画の変更について審査し、判定を行うものとする。
- 4 委員長は、審査の結果について、報告書により速やかに学長に報告する。
- 5 学長は、協議の結果または委員会の報告に基づき、申請書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。

(研究の検証)

第 13 条 学長は、必要に応じ研究代表者から当該研究について研究終了報告書(別紙様式第 5 号)の提出を求めることができる。また、研究終了報告書の内容について疑義が生じた場合は、委員会に調査を要請することができる。

- 2 委員会は学長から要請があった場合、提出された報告書について調査し、結果を速やかに学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の報告に基づき、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行うものとする。

(事務の処理)

第 14 条 委員会の事務は、事務部が処理する。

附 則

- 1 この要項は、平成 27 年 11 月 18 日から施行し、施行日以後に行われる研究から適用する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1 号 (第 6 条第 1 項関係)

研究倫理審査申請書

申請日： 年 月 日

湘南医療大学長 殿

所 属： _____

職 名： _____

研究代表者： _____ ⑩

以下研究計画について審査申請を行います。 ※ 1

審査区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 (注：変更の勧告を受けて再度申請書を提出する場合) <input type="checkbox"/> 継続 ※ 2
研究題目	
共同研究者	※ 3 (卒論、修論の場合はその旨記載する)
添付書類	<input type="checkbox"/> 研究計画書 <input type="checkbox"/> 参加者への説明文書(案) <input type="checkbox"/> 参加への同意書(案) <input type="checkbox"/> 調査用紙(案) <input type="checkbox"/> 外部資金申請書・内定書など

(注) 研究計画書を作成するにあたり、変更や継続の場合は変更点、新規の箇所について下線を付すとともに、変更や継続の理由を記すこと。

研究計画書

1. 研究の目的と意義（具体的に記載すること。別紙提出も可）		
2. 研究方法（具体的に記載すること。別紙提出も可）		
3. 研究対象者及び個人から収集する情報・データなどについて ※ 4,5	① 研究対象者	
	② 対象者の選出基準と募集方法	
	③ 研究協力の依頼・説明方法（インフォームドコンセント）	※説明文（案）・同意書（案）を添付すること。
	④ 調査等研究を実施する施設責任者等に対する研究協力の依頼方法	※依頼文（案）があれば添付すること
	⑤ 個人情報、データ等の収集・採取方法	※調査用紙（案）を添付すること。
	⑥ 対象者に与える危険や不利益等の可能性	a. 不可避免的な侵襲があるかないか。（例：採血や運動などの方法を具体的に記載すること。） b. 危険の発生または不利益を最小限にするための有無と方法。 c. 発生した場合の対応
	⑦ 収集する個人情報及び個人情報の匿名化の有無と方法	a. 個人情報の有無 <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 b. <input type="checkbox"/> 匿名化する、 <input type="checkbox"/> 匿名化しない 理由 c. 匿名化の方法
	⑧ 収集した個人情報の保管方法及び廃棄の方法	
4. 研究実施場所		
5. 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
6. 研究の分類	<input type="checkbox"/> 一般研究活動 <input type="checkbox"/> 卒業論文 <input type="checkbox"/> 修士論文	
7. 研究資金	<input type="checkbox"/> 教員研究費 <input type="checkbox"/> 学生指導費 <input type="checkbox"/> 学長裁量経費 <input type="checkbox"/> 公的外部資金 <input type="checkbox"/> 民間外部資金、その他 ※外部資金の場合はその種類と名称、プロジェクトによる研究の場合はプロジェクトの名称を記載すること。[]	
8. 期待される成果		
9. 研究成果の公開方法		

※ 1 枠線の大きさは適宜変更可。

※ 2 口は、レまたは■を入れて選択する。

※ 3 所属・職名・学生番号（学生のみ）・氏名を記入すること。

※ 4 目的、意義、研究方法、研究対象者など。研究計画の変更の場合はその変更について説明すること。（別添可）

※ 5 行動規範に掲げる事項を遵守するために、研究方法等において講じる対策や措置について説明すること。（別添可）

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止、排除及びハラスメントに関する問題の対応について必要な事項を定め、学生及び教職員等が、建学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という精神に基づき個人として尊重され、教育及び研究並びに修学或いは就労の諸活動の快適な環境を醸成し、維持することを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、本学の関係者のうち次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）を対象とする。

- (1) 本学の学生等（本科学学生、聴講生、研究生、科目等履修生及び本学において就学する者）
- (2) 本学の教職員等（専任教職員、非常勤講師、契約職員、本学において就労する派遣労働者及び委託業務従事者）
- (3) その他、継続的に本学の教育研究に携わる者（学生等の家族、各種実習先等で職務上の関係を有する者等）

(定義)

第3条 この規程において、ハラスメントとは、他人への不適切な言動により不快感や不利益を与え、相手方の尊厳又は人権を侵害し、本学における生活・修学環境、教育研究環境並びに就労環境等を害することをいい、次の各号に掲げるハラスメントを総称するものとする。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ア 地位及び権限を利用し、相手への利益の供与又は不利益の回避を代償として、相手の意に反する性的な要求を行うこと
- イ 生活・修学環境、教育研究環境、就労環境等を害する相手の意に反する性的な言動を行うこと

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究上、優位的立場にある者が、その優位性を背景に、相手の意に反する社会通念上不適切な言動を行い、相手の学修意欲、教育研究意欲を低下させること又は生活・修学環境、教育研究環境を害すること

(3) パワー・ハラスメント

職務上、優位的立場にある者が、その優位性を背景に、相手の意に反する社会通念上不適切な言動を行い、相手の就労意欲を低下させること又は就労環境を害すること。

(4) その他優越的な地位に基づき行う(1)、(2)、(3)に準じる嫌がらせや差別行動。

(禁止行為)

第4条 構成員は、他の構成員を教育及び研究並びに修学或いは就労の諸活動における対等なパートナーとして認め、学園における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、学園内において次項から第5項に掲げる行為をしてはならない。

2 セクシュアル・ハラスメント

- ① 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言
- ② 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問
- ③ わいせつ画像の閲覧、配布、掲示等
- ④ うわさの流布
- ⑤ 不必要な身体的接触
- ⑥ プライバシーの侵害
- ⑦ 性的な言動により、相手の研究・勉学・就労等の意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑧ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った相手に対して、解雇、退学、配置転換等の不利益を与える行為
- ⑨ 交際・性的な関係の強要
- ⑩ その他相手方に不快感を与える性的な言動

3 アカデミック・ハラスメント

- ① 学習・研究活動の妨害
- ② 指導義務の放棄、指導上の差別
- ③ 研究成果の搾取
- ④ 精神的虐待や誹謗中傷
- ⑤ 不適切な環境下での指導の強制
- ⑥ 権力の濫用
- ⑦ プライバシーの侵害
- ⑧ 他大学の学生、留学生、聴講生、ゲスト、他のゼミの学生などへの排斥行為
- ⑨ その他教育研究上の優位性を背景にした、相手方への不適切な言動、また言動により職場・教育環境を悪化させる行為

4 パワー・ハラスメント

- ① 職務上の上下関係を用いて、違法行為を強制する。また断った際に嫌がらせ
- ② 上司が部下からの要請があるにもかかわらず、適切な指導助言等の放棄、また指導上の差別
- ③ 必要性のない指示命令
- ④ 理由なく時間外勤務を強要する、それを拒否したことにより不利益な取り扱い
- ⑤ 業務の指導と称してどなったり、根拠なく個人を誹謗中傷
- ⑥ 業務の指導の範疇を超えて、相手の人格を傷つけ、人権を侵害するような言動
- ⑦ 個人的な感情で、状況に適さない過度な要求等
- ⑧ 仕事の遅延、行き詰まり等を部下のせいにし、うっ積をはらす行為
- ⑨ 権力を背景にして相手の存在を認めないような態度を継続的にとる行為
- ⑩ 多数の者がいるところでの罵倒
- ⑪ 部下や学生を軽視、侮蔑したり仲間はずれにする、それにより職場環境を悪化させる行為
- ⑫ 相手の評判を落とすようなことを言いふらす
- ⑬ 不必要にプライバシーに踏み込んだ発言や質問
- ⑭ 私生活や私的活動への参加や協力を強要
- ⑮ その他、職務上の優位性を背景にした、相手方への不適切な言動、また言動により職場・教育環境を悪化させる行為

5 その他のハラスメント

前3項に定めるもののほか、相手の人格や個人の尊厳を傷つける不適切で不当な言動、指導又は待遇を指す。

(制裁)

第5条 前条第2項から第5項に掲げる行為を為した構成員に対しては、教職員の場合には就業規則第108条又は就業規則(非常勤職員)第67条、学生である場合には学則第48条又は大学院学則第37条及び学生懲戒規程第2条に基づき厳正な制裁を行う。なお、制裁の区分については、次の要素を総合的に判断して決定する。

- (1) 行為の具体的態様(時間・場所・内容・程度等)
- (2) 当事者同士の職位等の関係
- (3) 被害者の対応、心情、被害の有無程度等

2 学長は、相手方が構成員でない場合は、相手方が所属する組織・団体等に対し必要な措置を取ることを求める申し入れを行う。

(対象とするハラスメントの範囲)

第6条 この規程が対象とするハラスメントは、行為者が構成員である時は、行為の行われた場所、時間の如何にかかわらず対象とする。

2 当事者の一方が、本学の構成員でない場合、本学の教育研究活動に影響を及ぼす事案については、この規程を準用する。

(本学の責務)

第7条 本学は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 本学の構成員に対し必要な教育及び啓発活動(パンフレットの配布、ポスター掲示等)を行うとともに、適切な広報、研修を行うよう努めること
- (2) ハラスメント事案が発生した場合には、相談窓口を設置等、被害の救済に万全を期して、適切な対応を行い、事態の解決に努めること
- (3) ハラスメント事案申立者の人権を尊重し、守秘義務を徹底すること

(本学の構成員の責務)

第8条 本学の構成員は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 生活、学修、教育、研究及び業務等のあらゆる場面において、他者の人権を尊重すること
- (2) ハラスメントが、行為者の意図にかかわらず、相手方の受け止め方によるものであることを十分理解し、ハラスメントと受け取られるおそれのある言動を行わないこと
- (3) ハラスメントの防止に努め、ハラスメントのない環境を醸成し維持することに努めること

(ハラスメント防止委員会等)

第9条 本学は、第1条の目的を達成するために、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 本学は、ハラスメントの相談に対応するために、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

3 本学は、ハラスメント事案の調停のために、必要に応じてハラスメント調停員(以下「調停員」という。)を置く。

4 本学は、ハラスメント事案の調査のために、必要に応じてハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

5 前各項に掲げる防止委員会、相談員、調停員及び調査委員会の組織並びに運営等については、別に定める。

第2章 ハラスメント事案の取扱

(ハラスメント事案の解決手順)

第10条 ハラスメントに関する事案の解決手順は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談
- (2) 意見通知
- (3) 調停
- (4) 調査
- (5) 認定
- (6) 是正の勧告

2 本学の構成員が、ハラスメントについて相談し、又は意見通知、調停或いは調査を申し立てようとするときは、所定の手続きを行わなければならない。

(相談)

第11条 本学の構成員は、次の各号に掲げる場合、ハラスメントに関する苦情相談を行うことができる。

- (1) 構成員本人がハラスメントによる被害を受けたと感じたとき
- (2) 他の構成員がハラスメントを受けているのを見て、不快に感じたとき
- (3) 他の構成員から、ハラスメントをしている旨の指摘を受けたとき
- (4) 他の構成員から、ハラスメントに関する相談を受けたとき

2 ハラスメントの相談は、原則として男女を含む複数の相談員が受けるものとする。

3 相談者は、相談員が認めた場合には、相談に際して家族、友人又は教職員等を付き添わせることができる。

4 相談員は、相談の事案について、文書をもって防止委員会に報告する。

5 相談員は、相談者の同意の上、防止委員会に対し意見通知、調停又は調査の申し立てを行うことができる。

(意見通知)

第12条 意見通知とは、申立人から請求があった場合、ハラスメントを行ったとされる者（以下「相手方」という。）に対して申立の内容を通知することにより、問題の解決を図ることをいう。

2 意見通知は、申立人から請求があり、防止委員会が必要と認めた場合に行う。

3 意見通知は、防止委員会委員長及び委員長が指名する防止委員会委員、又は相談員が必ず複数名で行う。

4 意見通知に際して、相手方に異議のある時は、その事情を聴取する。

5 意見通知にあたった者は、その結果を防止委員会及び申立人に報告する。

(調停)

第13条 調停とは、調停員が当事者相互の話し合いの場を設け又は相互の主張の仲立ちを行い、問題の解決を図ることをいう。

2 調停は、申立人からの請求があり、防止委員会が必要と認め、かつ相手方の同意があった場合に開始する。

3 調停は、学長から委嘱を受けた調停員が、必ず複数名で行う。

4 調停は、調停員、申立人及び相手方の三者が同席する方法若しくは調停員が間に入り当事者同士が相対しない方法、又はその併用によって行う。

5 調停は、以下の各号に掲げる場合に終了する。

- (1) 申立人及び相手方の双方が、調停案を受け入れたとき
- (2) 申立人又は相手方のいずれかが、調停の打ち切りを希望したとき
- (3) 申立人及び相手方が、相当期間内に合意に達する見込みがないとき

6 調停により合意が得られたときは、申立人、相手方及び調停員の三者で、合意内容を文書によって確認する。

7 調停員は、調停の結果について、文書をもって防止委員会に報告する。

(調査)

第14条 調査とは、ハラスメント事案の解決のために、当該事案の事実関係について確認するために行う調査をいう。

2 調査は、次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 申立人から請求があり、学長が必要と認めたとき
- (2) 申し立てはなされていないが、当該事案が重大であり、学長が必要と認めたとき

3 調査は、学長が指名する者で構成する調査委員会が行う。

4 当該事案関係者は、調査に対し誠実に協力しなければならない。

5 調査委員会は、当該事案に関して調査した事実関係と、ハラスメントに該当するか否かの意見を付した報告書を作成し、学長に提出する。

(ハラスメントの認定)

第15条 学長は、調査委員会からの報告に基づき、当該事案のハラスメント認定について防止委員会に諮問する。

2 学長は、防止委員会の答申に基づき、当該事案のハラスメント認定又は不認定を行う。

3 学長は、調査結果及びハラスメントの認定結果を、申立人及び相手方に通知する。

(是正の勧告)

第16条 防止委員会の委員長は、学長の命を受け、ハラスメントの認定を受けた相手方に対して、言動の是正を勧告する。

(不服申立)

第17条 申立人又は相手方は、ハラスメントの認定又は不認定について不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、防止委員会に不服の申立を行うことができる。

2 防止委員会は、不服申立を学長に報告し、学長の諮問に応じて、不服申立の受理又は棄却を審議する。

3 学長は、不服申立の受理又は棄却を決定し、防止委員会の委員長に、当事者へ結果を通知させる。

(再調査)

第18条 前条に定める手続きにおいて、学長は防止委員会に対し、当該事案の再調査を命じることができる。

2 再調査に当たっては、当該事案にかかわった調査委員会の委員を全員交代させる。

(緊急時の対応)

第19条 学長は、事案が緊急を要すると認めた場合には、被害者の安全を確保するための措置を講ずることができる。

(ハラスメント事案の情報公開)

第20条 防止委員会及び調査委員会は、ハラスメント事案について、原則として公開しない。

2 防止委員会は、再発防止上必要と認められる場合は、学長の命により、当事者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮したうえで公表することができる。

第3章 補 則

(代理人及び補佐人)

第21条 相談者又は申立人及び相手方は、相談、意見通知、調停及び調査にあたって、原則として、代理人及び補佐人を代理出席又は同席させることができる。

(守秘義務)

第22条 防止委員会の委員、相談員、調停員及び調査委員会の委員は、ハラスメント事案に関わる人の人権を尊重し、プライバシーの保護に努めるとともに、職務上知り得たことを、他に漏らし又は利用してはならない。尚、その職務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱の禁止)

第23条 ハラスメントに関する相談、申立、調査の協力及び証言等に関して正当な対応をした者に対して、このことをもって何らかの不利益な取扱をしてはならない。

(虚偽証言の禁止)

第24条 本学の構成員は、ハラスメント事案に関して、虚偽の申立や証言をしてはならない。

(報復の禁止)

第25条 防止委員会は、相手方から相談者、申立人、相談員、調停員、防止委員会の委員及び調査委員会の委員その他の関係者に対する報復禁止の誓約書の提出を求めることができる。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、防止委員会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学学則第48条及び湘南医療大学大学院学則第37条に規定する学生の懲戒に関して、必要な事項及び手続きを定める。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒の種類及び効果は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。
- (2) 停学 6か月以内の有期又は無期とし、この間の登校を禁止する。
- (3) 退学 命令により退学させ、再入学を認めない。

2 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として、口頭又は文書による注意を行うことがある。

(懲戒の発議)

第3条 懲戒の対象となり得る行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生が所属する学科の学科長（学科長が配置されていないときは、学部長）又は研究科長は、その事実関係を速やかに確認し、文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、懲戒処分が必要であると認めるときは、関係する運営管理会議（以下「運営管理会議」という。）に事実関係について必要な調査の実施、調査報告書及び懲戒処分案の作成を依頼する。

3 学長は前項の報告等を受け、速やかに関係する教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部等に関わる場合の懲戒手続)

第4条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部若しくは学科又は研究科（以下「学部等」という。）に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、運営管理会議が行う事実関係の調査に際して、各学部等は相互に連絡調整し協力するものとする。

(弁明)

第5条 運営管理会議は、第3条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は弁明の際、必要な証拠を提出し、証人を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第6条 教授会等は、学長から発議があった場合、速やかに審議しなければならない。

2 教授会等は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

3 学長は、教授会等の意見を踏まえ、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の通知)

第7条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

3 前項の通知を行った場合は、当該学生の保証人に対し、通知の写しを内容証明郵便により送付するものとする。

(懲戒の発効)

第8条 懲戒の発効日は、懲戒処分書交付日とする。

(無期停学の解除)

第9条 運営管理会議は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6ヶ月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めるときは、教授会等に停学の解除を発議することができる。

2 前項の発議があったときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、停学を解除する。

3 停学の解除の通知及び発効については前2条の規定を準用する。

(再調査)

第10条 懲戒処分を受けた者は、事実の誤認、新事実の発見など正当な理由があるときは、その証拠となる書類を添えて、文書により学長に再調査を請求することができる。

(補則)

第11条 前条の再調査の方法など懲戒の手続きに必要な事項は、学長が別に定める。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

- 附 則
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成 28 年 11 月 2 日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成 29 年 9 月 20 日から施行する。
- 附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

湘南医療大学学生懲戒に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、湘南医療大学学生懲戒規程（以下「規程」という。）第 12 条に基づき、学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。

(懲戒の対象)

第 2 条 懲戒の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 湘南医療大学（以下「本学」という。）の諸規程又は命令に違反する行為
- (2) 本学の教育研究活動又は管理運営を妨害する行為
- (3) 本学の定期試験等における不正行為
- (4) 法令等に違反する行為
- (5) 本学の名誉及び信用を著しく傷つける行為
- (6) その他学生の本分に反する行為

(懲戒の量定)

第 3 条 懲戒の量定は、次の各号に掲げる事項を勘案した上で、別表に定めるガイドライン（標準例）に準拠し、学長が総合的に判断する。

- (1) 当該行為の悪質性、内容並びに性質
- (2) 当該行為に至る経緯及び動機
- (3) 当該学生の態度、反省状況
- (4) 当該行為を受けた者の被害（精神的、肉体的、経済的等）の程度
- (5) 当該行為が本学に及ぼした影響

2 懲戒の量定にあたっては、個々の事案の事情に即し、ガイドライン（標準例）に定める処分を加重軽減することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、ガイドライン（標準例）に掲げられていない懲戒の対象となる行為については、ガイドライン（標準例）に照らして判断し、相当の懲戒を行うことができる。

(停学期間中の履修制限等)

第 4 条 停学期間中の学生は、本学教育課程の履修、試験等の受験、行事等活動への参加はできないものとする。ただし、学長が教育指導上必要と認めた場合は、この限りでない。

2 停学期間と履修手続期間が重複した場合には、当該学生の履修手続を認めるものとする。

3 停学期間中の学生が休学又は退学を申し出た場合、これを認める。停学期間中に退学した学生の再入学は認めない。

(逮捕・拘留等における特例)

第 5 条 懲戒対象行為により逮捕・拘留等された学生が、その犯罪を認めている場合で、かつ本学として当該学生に接見できない場合は、規程第 5 条に定める弁明の機会を与えることなく懲戒処分を行うことができる。ただし、当該学生の権利を著しく損なうことがないよう十分な配慮を持って行う。

(表彰等からの除外)

第 6 条 懲戒を受けた学生は、本学の学生表彰、各種推薦等の対象にはならない。

(懲戒に関する記録等)

第 7 条 懲戒に関する記録について、懲戒の原因（当該行為内容等）、決定された処分内容並びに理由を記載した文書を保存する。ただし、成績証明書、進学等に係る書類には懲戒の有無又はその内容の記載は行わない。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 2 月 10 日から施行する。
- 2 この細則の施行の日をもって、湘南医療大学学生懲戒に関する内規は廃止する。

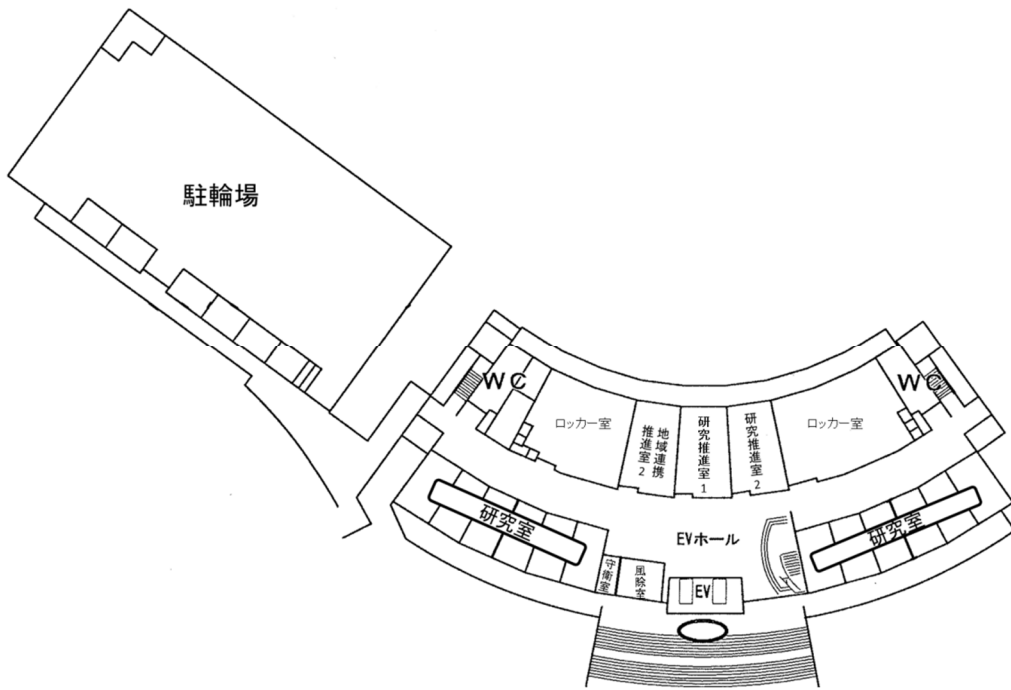
別表 ガイドライン（標準例）

処分内容	問題行動内容	備考
退学	殺人、強盗、強姦などの凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	刑事事件等
	重大な交通事故（悪質な交通法規違反、ほう助も含む）	刑事事件等
	薬物等の犯罪行為	刑事事件等
	ストーカー行為	社会的通念で悪質と認められるもの
	ハラスメント行為	社会的通念で悪質と認められるもの
	わいせつ行為（痴漢、盗撮等）	社会的通念で悪質と認められるもの
	コンピュータ又はネットワークの不正使用行為	教育、運営管理に影響を与えた場合
	目指す職業倫理を大きく逸脱する行為、学校の信用を著しく損なわせる行為 ・繰り返される窃盗 ・繰り返される交通違反 ・繰り返される傷害、暴行	社会的通念で悪質と認められるもの
停学	定期試験における不正行為	6ヶ月以内停学（単位はく奪）
	建造物（校舎等）への不法侵入又は不正使用、占拠	3ヶ月以内停学
	故意の建造物（校舎等）又は器物（備品等）の損壊、汚損等の行為	3ヶ月以内停学
	SNS マナー違反（以下の内容の掲載等） ・誹謗中傷する内容 ・他人のプライバシーに関する内容 ・公序良俗に反する内容 ・人権、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条等に関する差別的な内容 ・入学して知り得た事項	3ヶ月以内停学
	教育、管理運営を妨げる行為 ・暴力 ・学園の名誉を著しく傷つける行為	1ヶ月以内停学
	度重なるいやがらせ、いじめ等他人に迷惑をかける行為	1ヶ月以内停学
	授業の妨害、不正な出席（成り代わり）	1ヶ月以内停学
	一気のみ等他人に飲酒を強要し、健康に被害を与える行為	1ヶ月以内停学
訓告	度重なる授業中の携帯電話、スマートフォンの「不適切」使用	
	窃盗、暴行、傷害等	初犯。再犯を戒めるもの
	学内喫煙	
	20歳未満の飲酒	
	学則・細則に基づく交通違反	
	学園の名誉を著しく傷つける行為又は学校の信用を著しく損なわせる行為で、停学に至らないもの ・不適切なSNS利用（停学に至らないもの） ・不適切な副業（風俗産業等学生の本分に反するアルバイト）	

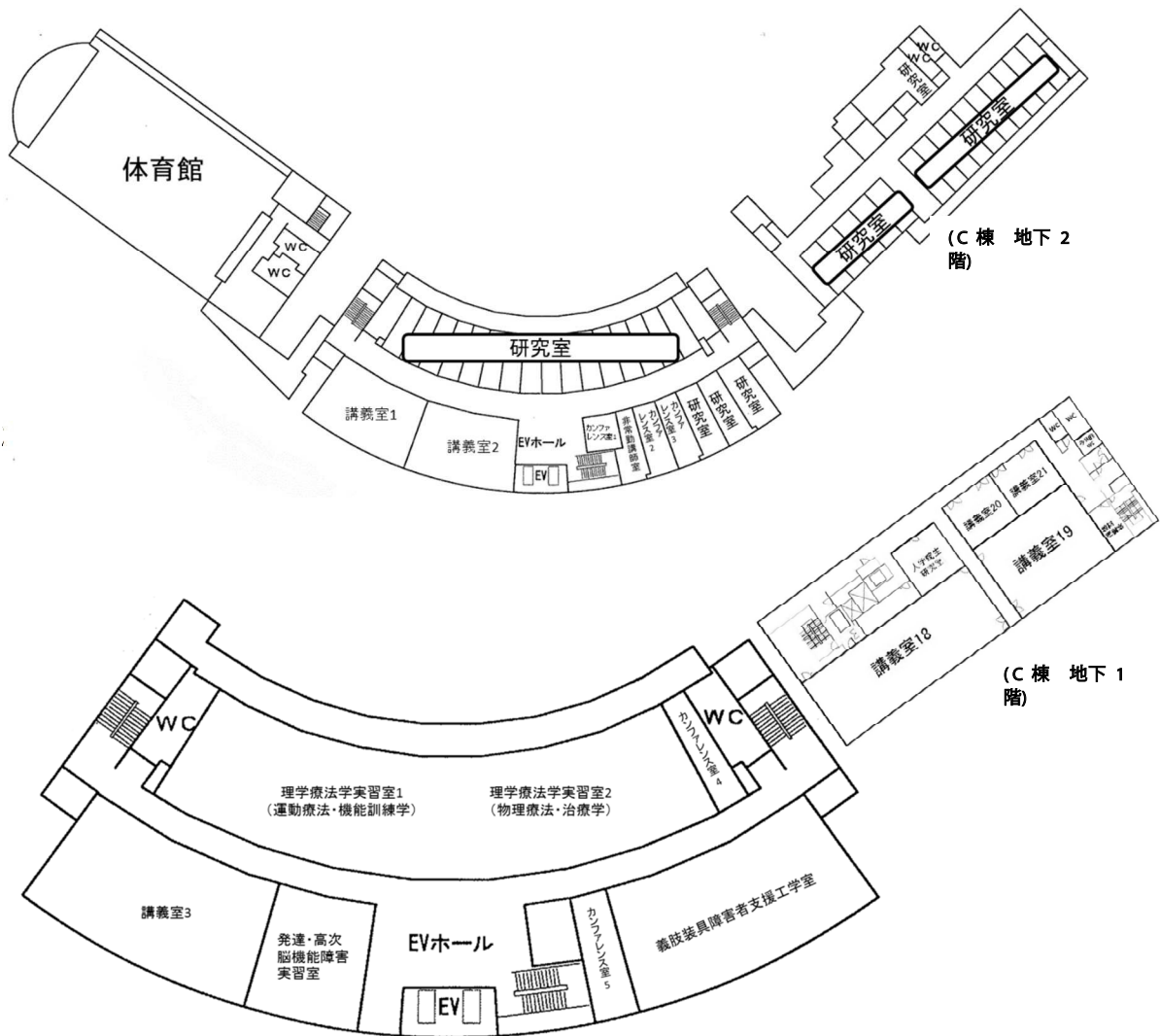
退学	学生としての身分を喪失させる。（行為の悪質性・重大性が認められる場合）
停学	登校を禁じる。在学年限に含め修業年限に含まない。（行為に悪質性又は重大性のいずれかが認められる場合）
訓告	学生に対して文書により注意を与え、将来を戒める。

湘南医療大学東戸塚キャンパス保健医療学部棟案内図

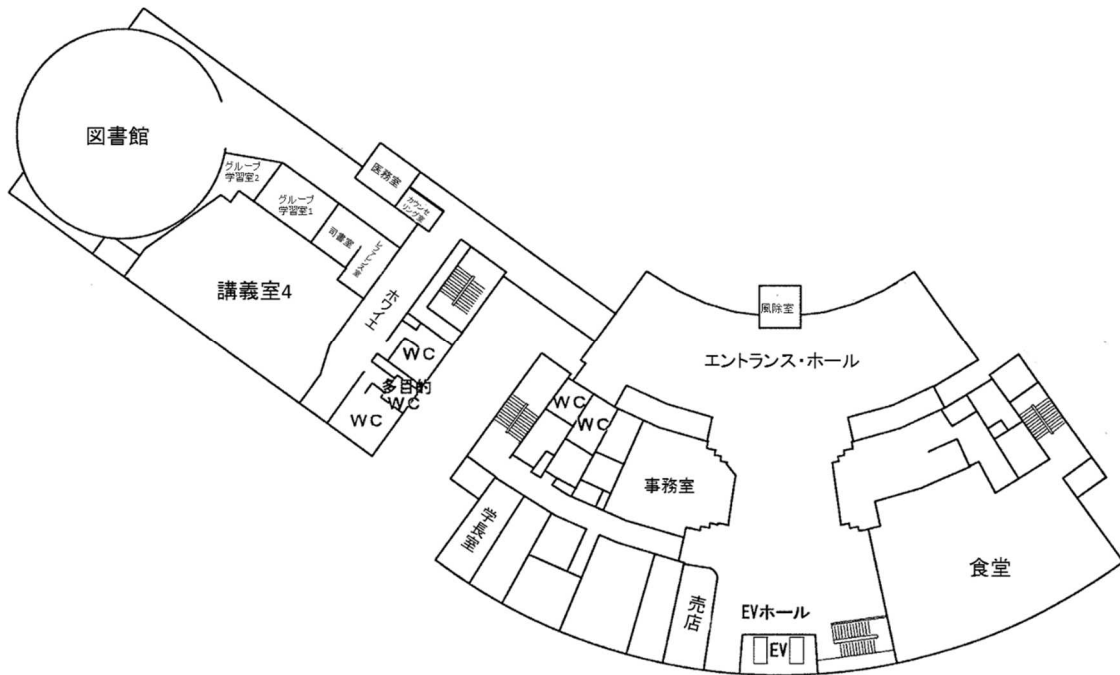
1階



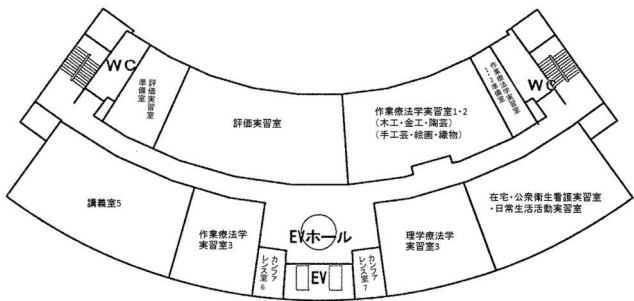
2階



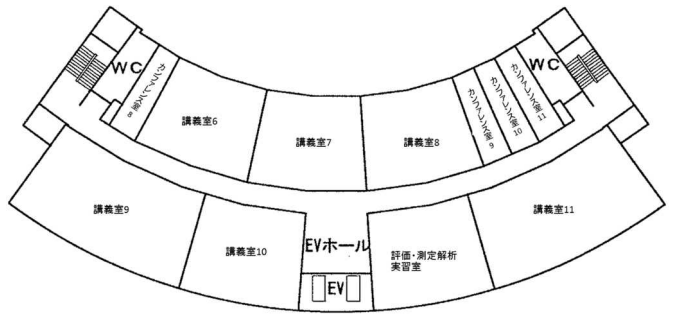
4階



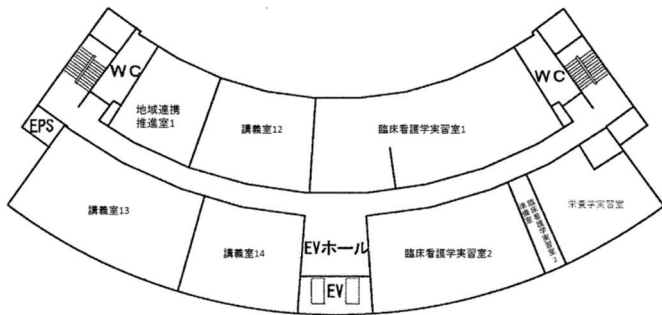
5階



6階



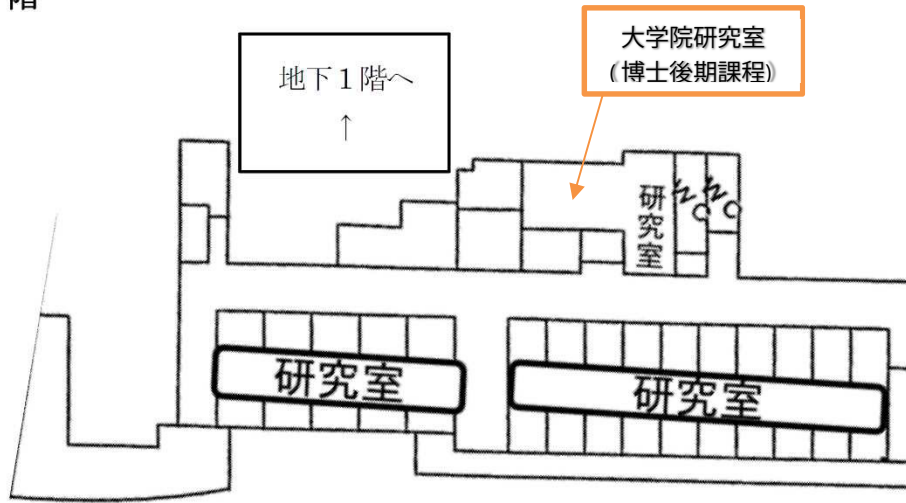
7階



8階



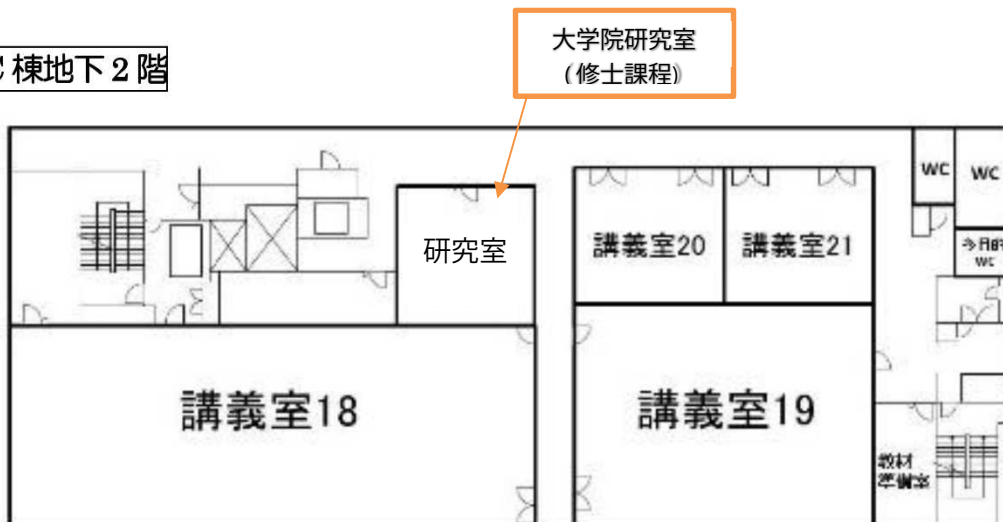
C棟地下2階



← A棟2階

C棟地下1階

← C棟地下2階



ふれあいグループ実習施設

◆湘南東部総合病院・湘南東部クリニック

〒253-0083 神奈川県茅ヶ崎市西久保 500 番地



診療科目：総合診療科・内科（初診/再診）、循環器科、血液・腫瘍内科、腎臓・透析外来、神経内科、呼吸器内科、生活習慣病外来、がん治療センター、消化器センター、肝臓病センター、脳卒中センター、外科（一般・専門）、乳腺センター、心臓血管外科、皮膚科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、小児科、産婦人科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、精神科、放射線科、救急センター、病理診断科、専門外来
ベッド数：327 床（一般病床 223 床（内 ICU4 床、NASVA 委託病床 12 床）、精神科 44 床、ホスピス緩和ケア 20 床、回復期リハ病 40 床）

◆茅ヶ崎新北陵病院

〒253-0007 神奈川県茅ヶ崎市行谷 583-1



診療科目：内科、整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、神経内科、精神科、リハビリテーション科、泌尿器科、歯科
ベッド数：276 床（回復期リハ病棟 58 床、特殊疾患病棟 52 床、障害者病棟 116 床、医療療養病棟 50 床）

◆茅ヶ崎中央病院

〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 2-2-3



診療科目：内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、心臓血管外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、サイバーナイフセンター
ベッド数：100 床（一般病棟）

◆ふれあい町田ホスピタル

〒194-0215 東京都町田市小山ヶ丘 1-3-8



診療科目：内科、整形外科、脳神経外科、神経内科、消化器外科、内科（循環器）、泌尿器科、皮膚科、精神科、リハビリテーション科、人工透析内科
ベッド数：199 床（障害者病棟 149 床、回復期リハ病棟 50 床）

◆ふれあい鎌倉ホスピタル

〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町 9-5



診療科目：総合診療科（一般内科）、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、腎臓内科（人工透析）、外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、放射線科、リハビリテーション科

ベッド数：156 床（一般病棟 58 床、障害者病棟 48 床、回復期リハ病棟 50 床）

◆湘南さくら病院

〒253-0081 神奈川県茅ヶ崎市下寺尾 1833



診療科目：内科、精神科

ベッド数：156 床（精神療養病棟 104 床、認知症治療病棟 52 床）

◆ふれあい鶴見ホスピタル

〒230-0077 神奈川県横浜市鶴見区東寺尾 4-4-22



診療科目：内科、血液内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、外科、整形外科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、リハビリテーション科

ベッド数：210 床（回復期リハ病棟 102 床、障害者病棟 54 床、医療療養病棟 54 床）

◆康心会伊豆東部病院

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 17-2



診療科目：内科、整形外科、リハビリテーション科、婦人科、神経内科、小児科、眼科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科（人工透析）、脳神経内科、脳神経外科

ベッド数：160 床（一般病棟 40 床、障害者病棟 40 床、回復期リハ病棟 40 床、特殊疾患病棟 40 床）

◆ふれあい横浜ホスピタル

〒231-0031 神奈川県横浜市中区万代町2-3-3



診療科目: 内科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、心臓血管外科、小児科、泌尿器科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、歯科、内視鏡内科、内視鏡外科、循環器内科、糖尿病内科、人工透析内科、乳腺外科、腎臓内科

ベッド数: 87床 (一般病棟 25床、障害者病棟 26床、回復期リハ病棟 36床)

◆ふれあい東戸塚ホスピタル

〒244-0806 神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-8



診療科目: 総合診療科、呼吸器内科、循環器内科、脳神経内科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、腎臓・透析科、糖尿病内科、禁煙外来、内視鏡外来、巻き爪外来、外来リハビリテーション、頭痛外来、もの忘れ外来、AGA 外来

ベッド数: 150床 (障害者病棟 97床、回復期リハ病棟 53床)

◆ふれあい平塚ホスピタル

〒254-0813 神奈川県平塚市袖ヶ浜 1-12



診療科目: 内科、外科、整形外科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科

ベッド数: 125床 (障害者病棟 40床、回復期リハ病棟 50床、医療療養病棟 35床)

◆ふれあい沼津ホスピタル

〒410-0866 静岡県沼津市市道町 8-6



診療科目: 精神科、心療内科、内科

ベッド数: 293床 (精神一般 60床、精神療養病棟 116床、認知症治療病棟 117床)

◆ふれあい南伊豆ホスピタル

〒415-0151 静岡県賀茂郡南伊豆町青市 848



診療科目: 精神科、心療内科

ベッド数: 248床 (精神一般 40床、精神療養病棟 159床、認知症治療病棟 49床)

◆康心会汐見台病院

〒235-0022 神奈川県横浜市磯子区汐見台 1-6-5



診療科目: 内科、腎臓内科 (人工透析)、循環器内科、呼吸器内科、小児科、外科、消化器外科 (内視鏡)、整形外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、神経内科、精神科

ベッド数: 225床 (一般病棟 99床、障害者病棟 39床、回復期リハ病棟 70床、小児病棟 17床)

◆大和成和病院

〒242-0006 神奈川県大和市南林間 9-8-2



診療科目: 心臓血管外科、循環器内科、外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、心臓弁膜症専門外来

ベッド数: 99床 (一般病棟 89床、ICU10床)

◆介護老人保健施設 成和ナーシングプラザ

〒242-0006 神奈川県大和市南林間 9-8-9



基準サービス: 入所サービス、短期入所、通所リハビリテーション、居宅介護支援事業、訪問看護ステーション併設

ベッド数: 100床

◆さがみ野中央病院

〒243-0401 神奈川県海老名市東柏ヶ谷6-20-20



診療科目：内科、外科、整形外科、泌尿器科、乳腺・甲状腺
外来、形成外科、皮膚科、循環器科

ベッド数：96床（一般病棟）

※2020年12月 回復期リハ病棟38床開設予定

◆綾瀬厚生病院

〒252-1103 神奈川県綾瀬市深谷3815



診療科目：内科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、
皮膚科、泌尿器科、婦人科、産科、小児科、リウマチ科、リ
ハビリテーション科、麻酔科、訪問看護ステーション併設
ベッド数：168床（一般病棟84床、回復期リハ病棟24床、
療養60床）

◆ティーエイチピーメディカルクリニック

〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢498



診療科目：内科、整形外科、精神科・心療内科、リハビリテ
ーション科・透析

◆訪問看護茅ヶ崎ふれあいステーション

〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎2-1-38 ソシエ式番館
1F



事業内容：訪問看護

◆訪問看護あやせ訪問看護ステーション

〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中1-10-1



事業内容：訪問看護

◆成和訪問看護ステーション

〒242-0006 神奈川県大和市南林間9-8-9(成和ナースィン
グプラザ内)



事業内容：訪問看護

◆介護老人保健施設ふれあいの丘

〒253-0007 神奈川県茅ヶ崎市行谷602-1



基準サービス：入所サービス、短期入所、通所リハビリテ
ーション

ベッド数：90床

◆介護老人保健施設ふれあいの渚

〒253-0073 神奈川県茅ヶ崎市中島1220番地



基準サービス：入所サービス、短期入所、通所リハビリテ
ーション

ベッド数：132床（内 認知症専門棟40床）

◆介護老人保健施設湘南シルバーガーデン

〒254-0813 神奈川県平塚市袖ヶ浜1-12



基準サービス：入所サービス、短期入所、通所リハビリテ
ーション、居宅介護支援事業

ベッド数：100床

◆介護老人保健施設ヒルズ東戸塚

〒244-0806 神奈川県横浜市戸塚区上品濃16-7



基準サービス：入所サービス、短期入所、通所リハビリテ
ーション、居宅介護支援事業

ベッド数：120床

◆介護老人保健施設ふれあいの町田
〒194-0215 東京都町田市小山ヶ丘1-3-7



基準サービス：入所サービス、短期入所、通所リハビリテーション
ベッド数：150床

◆介護老人保健施設ふれあいの桜
〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤446-1



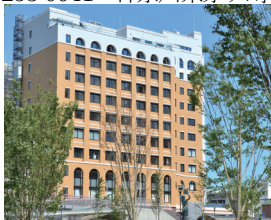
基準サービス：入所サービス、短期入所、通所リハビリテーション
ベッド数：100床

◆介護老人保健施設ふれあいの百合
〒253-0061 神奈川県茅ヶ崎市南湖1-6-14



基準サービス：入所サービス、短期入所、通所リハビリテーション
ベッド数：100床

◆有料老人ホーム湘南ふれあいの園
〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎2-2-3



居室：81室

◆有料老人ホームシニアホテル横浜
〒231-0031 神奈川県横浜市中区万代町2-3-3



居室：107室

◆有料老人ホーム湘南ふれあいの園 平塚
〒254-0813 神奈川県平塚市袖ヶ浜1-12



居室：77室

◆有料老人ホームシニアホテル東戸塚サウスウイング
〒244-0806 神奈川県横浜市戸塚区上品濃16-15



居室：112室

◆有料老人ホーム湘南ふれあいの園 湘南東部
〒253-0083 神奈川県茅ヶ崎市西久保745



居室：67室

◆介護老人福祉施設 ふれあいの森
〒253-0081 神奈川県茅ヶ崎市下寺尾1928



居室70名

基準サービス：日常生活介助、日常生活動作訓練、通所介護、居宅介護支援事業所

◆介護老人福祉施設 ふれあいの泉
〒247-0052 神奈川県鎌倉市今泉2-10-1



居室84名

基準サービス：日常生活介助、日常生活動作訓練、通所介護、居宅介護支援事業所

◆介護老人福祉施設 ふれあいの麗寿

〒253-0061 神奈川県茅ヶ崎市南湖1-6-15



居室 110 名

基準サービス：日常生活介助、日常生活動作訓練

◆地域包括支援センター みどり

〒253-0071 神奈川県茅ヶ崎市萩園 2360-1 鶴嶺西コミュニティセンター内

基準サービス：総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、地域のマネージャーへの支援、高齢者に対する権利擁護、虐待の早期発見・防止

◆地域包括支援センター わかば

〒253-0008 神奈川県茅ヶ崎市芹沢 846-3

基準サービス：総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、地域のマネージャーへの支援、高齢者に対する権利擁護、虐待の早期発見・防止

◆地域包括支援センター ゆず

〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町 13-48 ワラシナビル 1 階

基準サービス：総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、地域のマネージャーへの支援、高齢者に対する権利擁護、虐待の早期発見・防止

◆幼保連携型認定こども園 みどり幼稚園

〒245-0061 神奈川県横浜市戸塚区汲沢 2-26-14



定員：218 名

2024年度 大学院学生便覧
保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程

2024年4月1日発行

編集発行 学校法人湘南ふれあい学園 湘南医療大学大学院
